

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

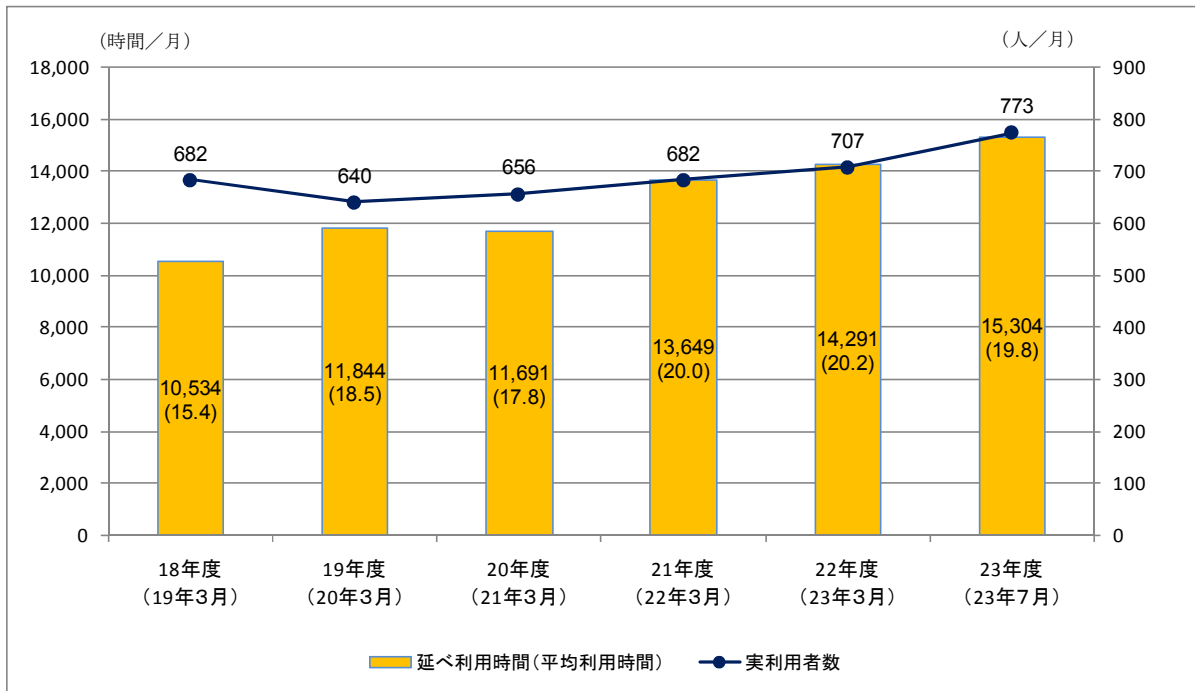
1 福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービス

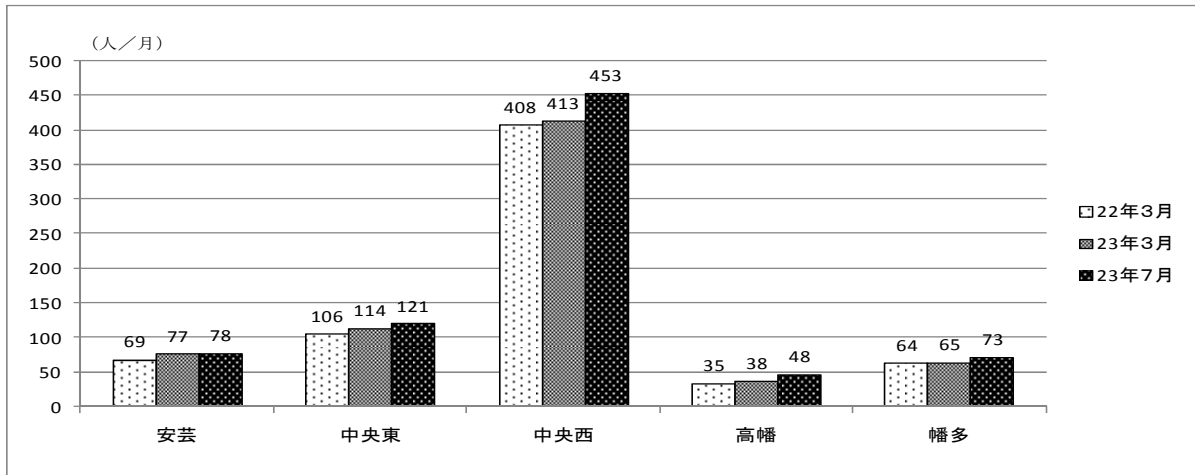
延べ利用時間、実利用者数ともに平成 21 年度以降増加傾向にあります。
 (図IV-1-1 参照)

また、圏域別では、中央西圏域での利用が多くなっています。(図IV-1-2 参照)

■ 図IV-1-1 訪問系サービス 延べ利用時間及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-2 訪問系サービス 圏域別実利用者数の推移

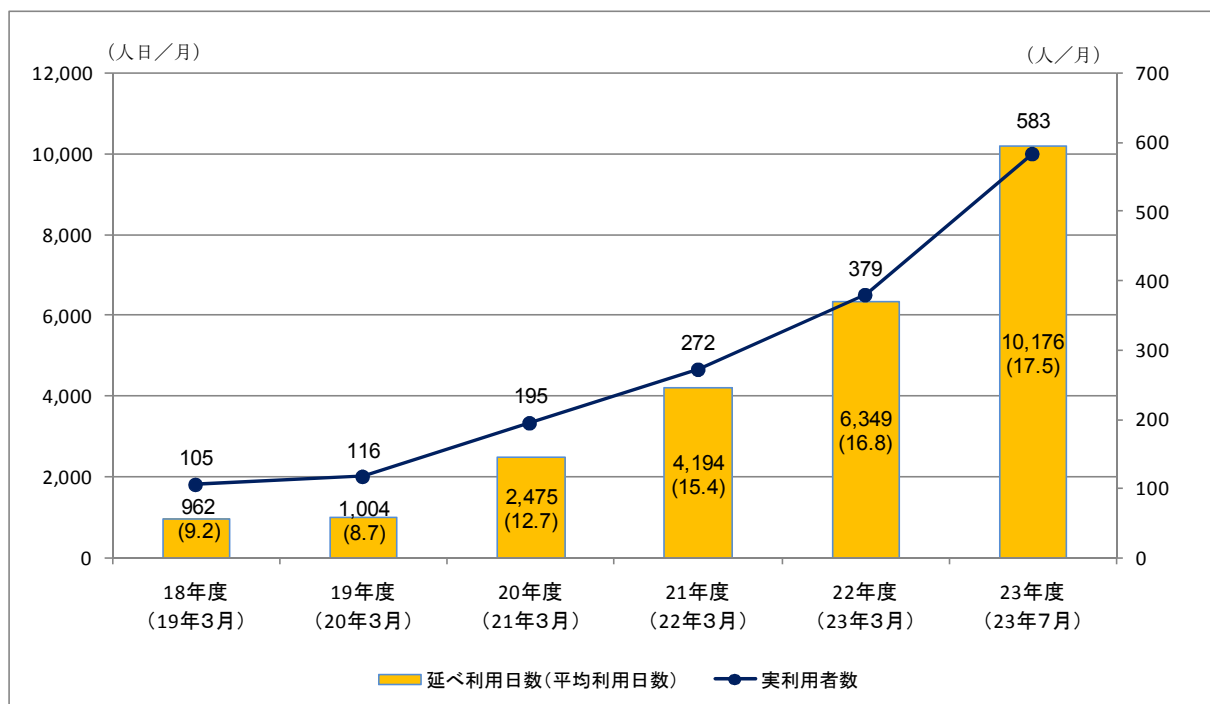


(2) 生活介護

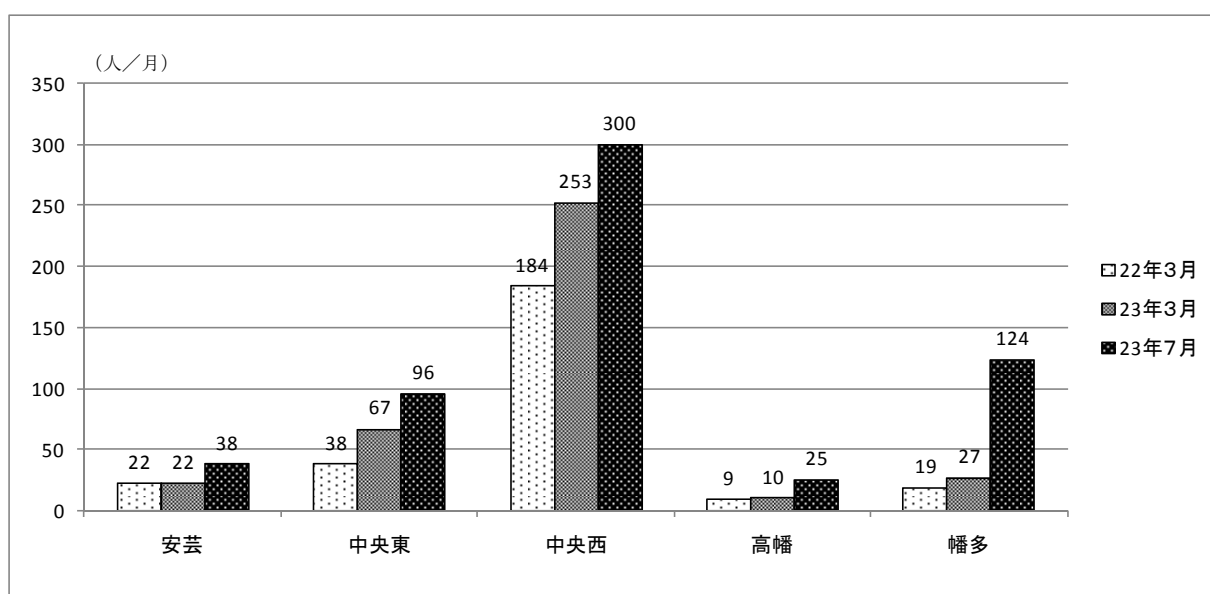
旧法施設の新体系への移行に伴い、延べ利用日数、実利用者数ともに年々増加しています。(図Ⅳ-1-3 参照)

また、圏域別に見ても、すべての圏域において増加傾向にあります。(図Ⅳ-1-4 参照)

■ 図Ⅳ-1-3 生活介護 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ-1-4 生活介護 圏域別実利用者数の推移

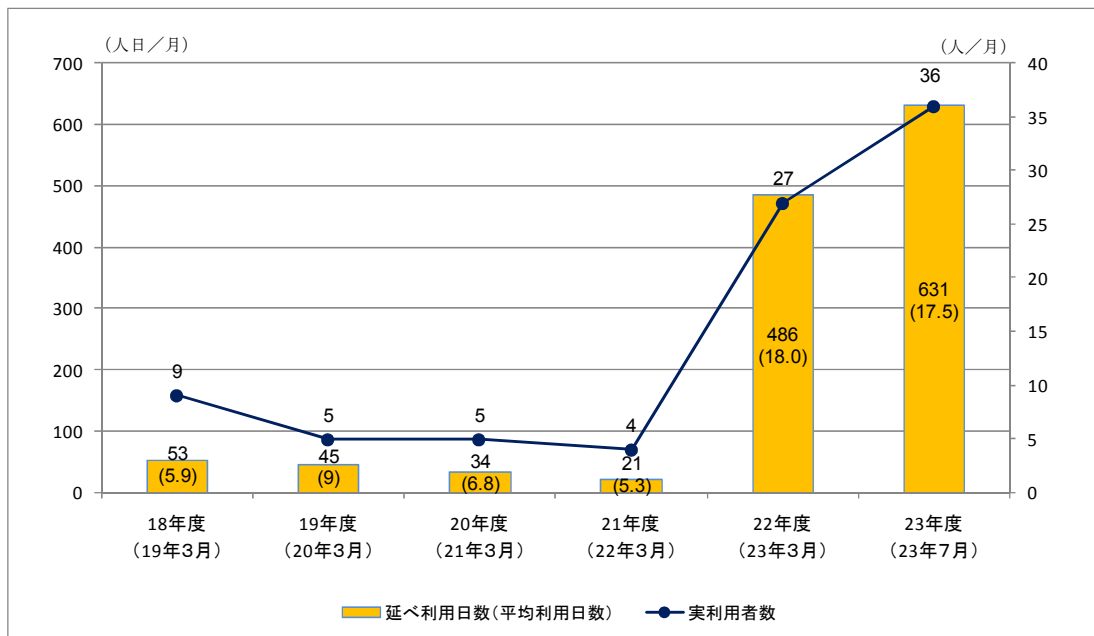


(3) 自立訓練（機能訓練）

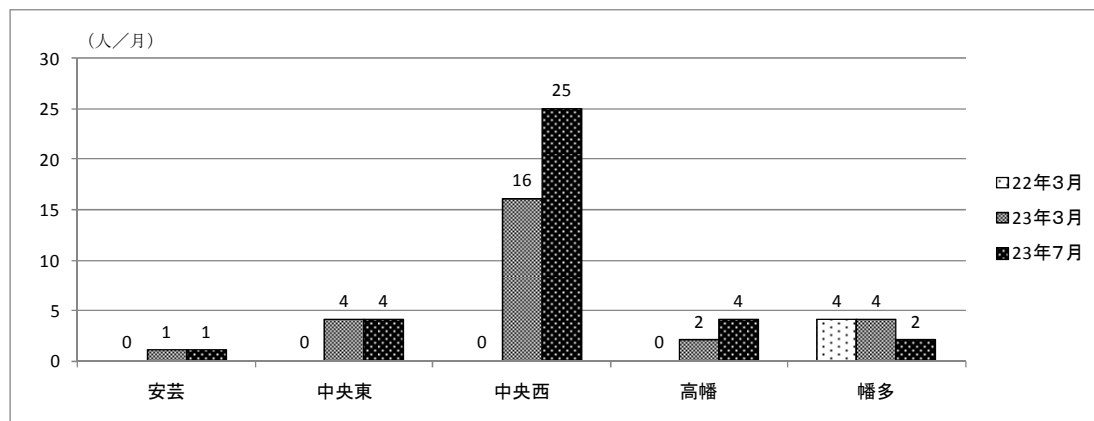
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 22 年度以降大きく増加しています。（図Ⅳ－1－5 参照）

また、圏域別では、中央西圏域の増加が顕著となっています。（図Ⅳ－1－6 参照）

■ 図Ⅳ－1－5 自立訓練（機能訓練） 延べ利用日数及び実利用者数の推移



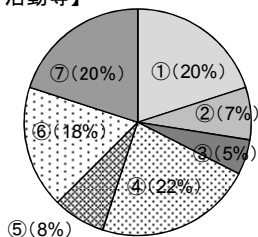
■ 図Ⅳ－1－6 自立訓練（機能訓練） 圏域別実利用者数の推移



(参考) 機能訓練利用後の動向

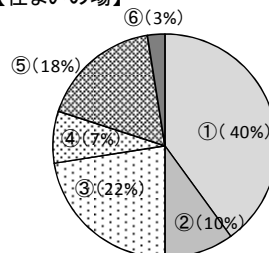
機能訓練の利用を終了した人（平成21年4～23年11月末累計）40人

【日中活動等】



- ① 就労継続支援B型を利用 8
- ② 就労移行支援を利用 3
- ③ その他通所施設を利用 2
- ④ 生活介護(入所) 9
- ⑤ 高齢者施設(入所) 3
- ⑥ 入院 7
- ⑦ その他 8

【住まいの場】



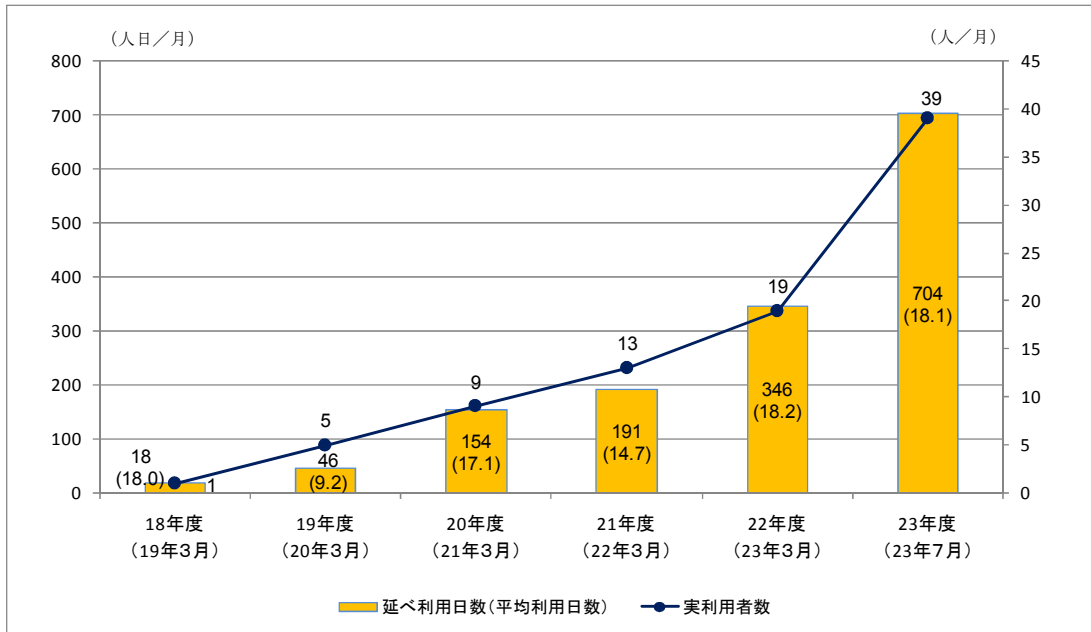
- ① 自宅・アパート等 16
- ② GH/CH 4
- ③ 障害者施設入所 9
- ④ 高齢者施設(入所) 3
- ⑤ 入院 7
- ⑥ その他 1

(4) 自立訓練（生活訓練）

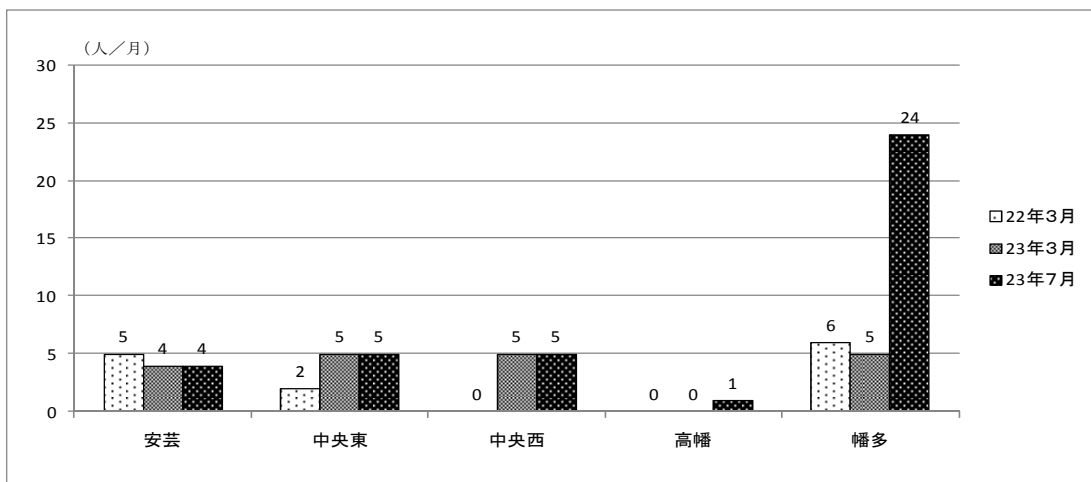
延べ利用日数、実利用者数ともに、年々増加しています。（図Ⅳ－１－７参照）

また、圏域別では、幡多圏域での利用が大きく増加しています。（図Ⅳ－１－８参照）

■ 図Ⅳ－１－７ 自立訓練（生活訓練） 延べ利用日数及び実利用者数の推移



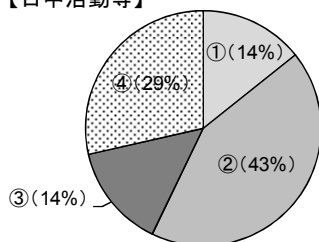
■ 図Ⅳ－１－８ 自立訓練（生活訓練） 圏域別実利用者数の推移



(参考) 生活訓練利用後の動向

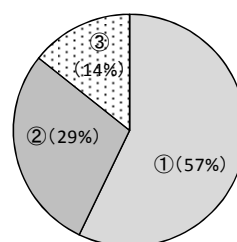
生活訓練の利用を終了した人（平成21年4～23年11末累計）7人

【日中活動等】



- ①一般就労 1
- ②就労継続支援B型を利用 3
- ③就労移行支援を利用 1
- ▨ ④その他 2

【住まいの場】



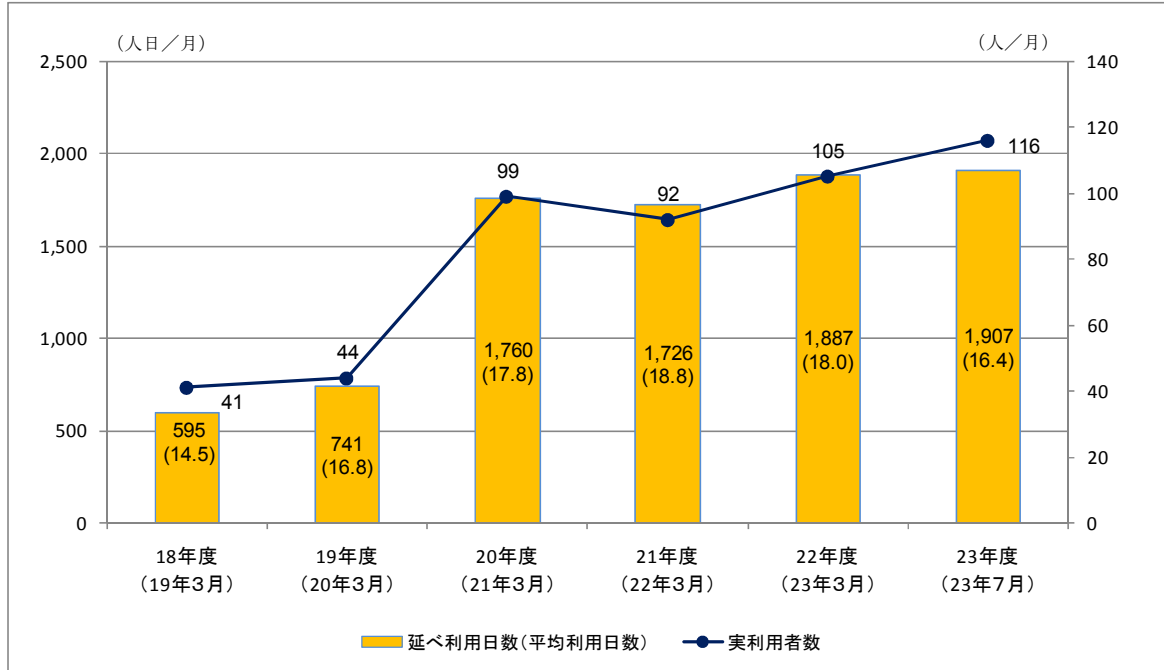
- ①自宅・アパート等 4
- ②GH/CH 2
- ③障害者施設入所 1

(5) 就労移行支援

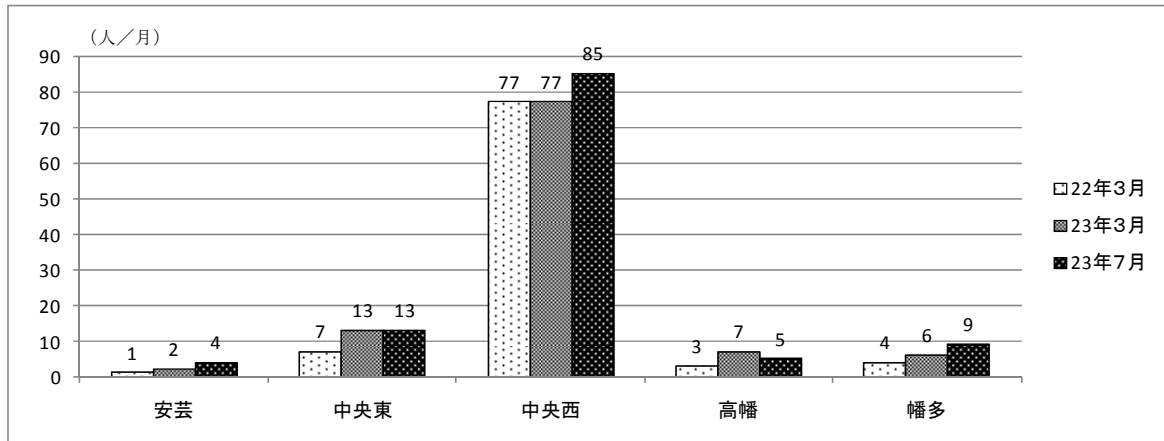
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 20 年度において大きく増加し、その後、若干の増加傾向となっています。(図Ⅳ-1-9 参照)

また、圏域別では、中央西圏域での利用がほとんどを占めています。(図Ⅳ-1-10 参照)

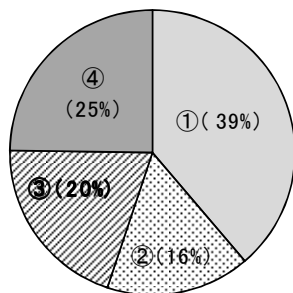
■ 図Ⅳ-1-9 就労移行支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ-1-10 就労移行支援 圏域別実利用者数の推移



(参考) 就労移行支援事業利用後の動向 就労移行支援の利用を終了した人 (平成18~22年度累計) 214人



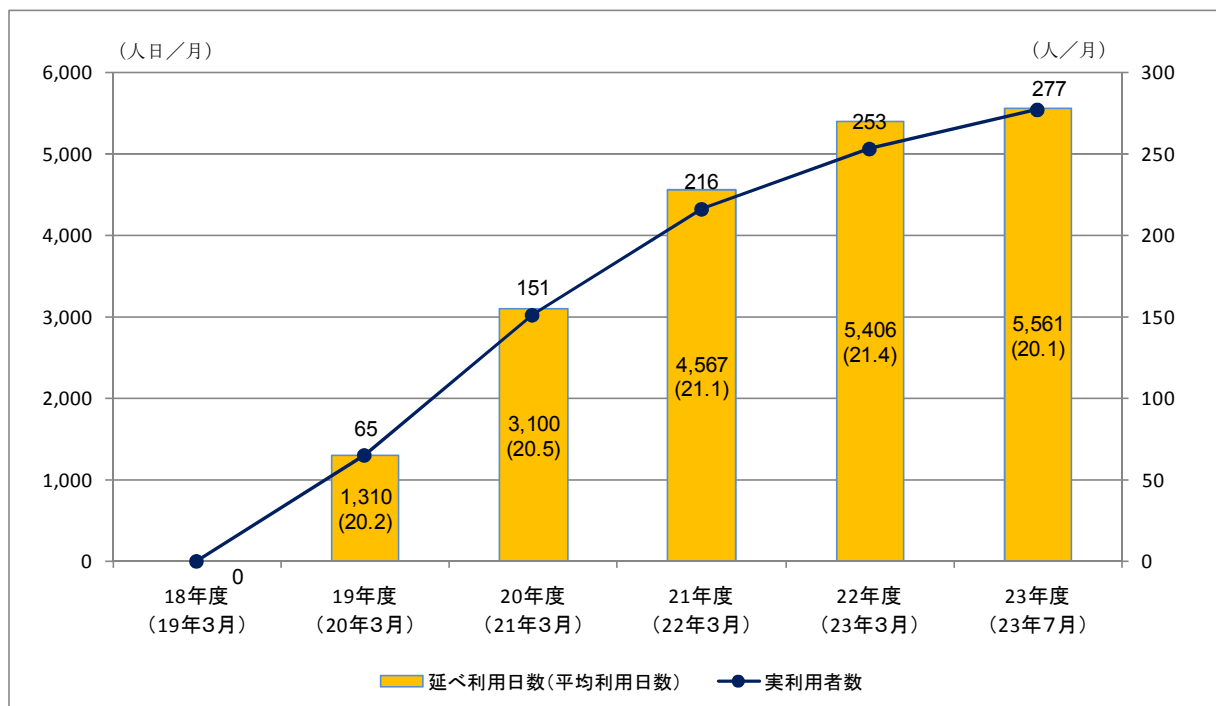
- ① 一般企業等へ就職 83
- ▨ ② 就労継続支援A型を利用 35
- ▩ ③ 就労継続支援B型を利用 43
- ④ その他 53

(6) 就労継続支援A型

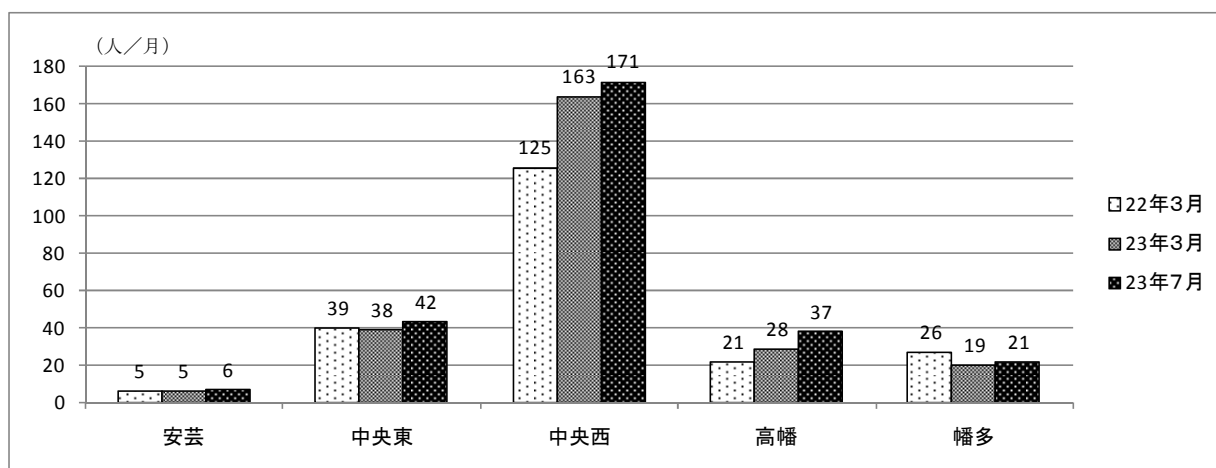
延べ利用日数、実利用者数ともに、年々増加しています。(図IV-1-11参照)

また、圏域別では、中央西及び高幡圏域において増加傾向にある一方、安芸圏域では利用が少ない状況にあります。(図IV-1-12参照)

■ 図IV-1-11 就労継続支援A型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-12 就労継続支援A型 圏域別実利用者数の推移

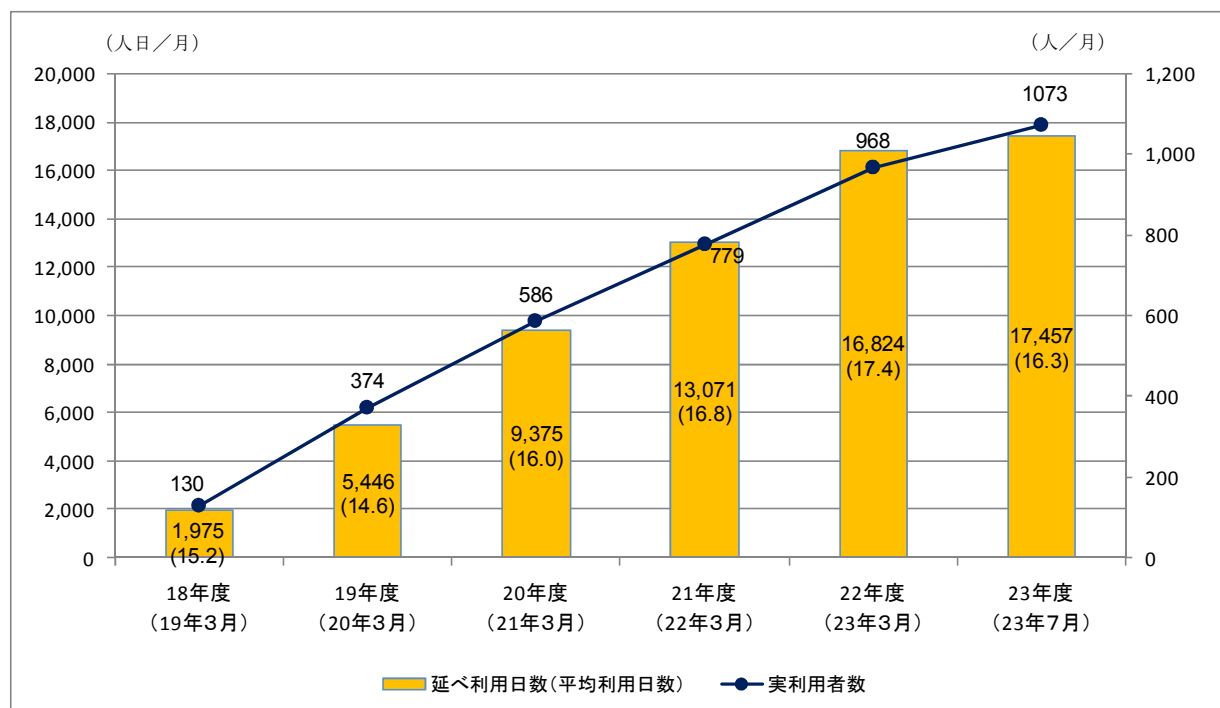


(7) 就労継続支援B型

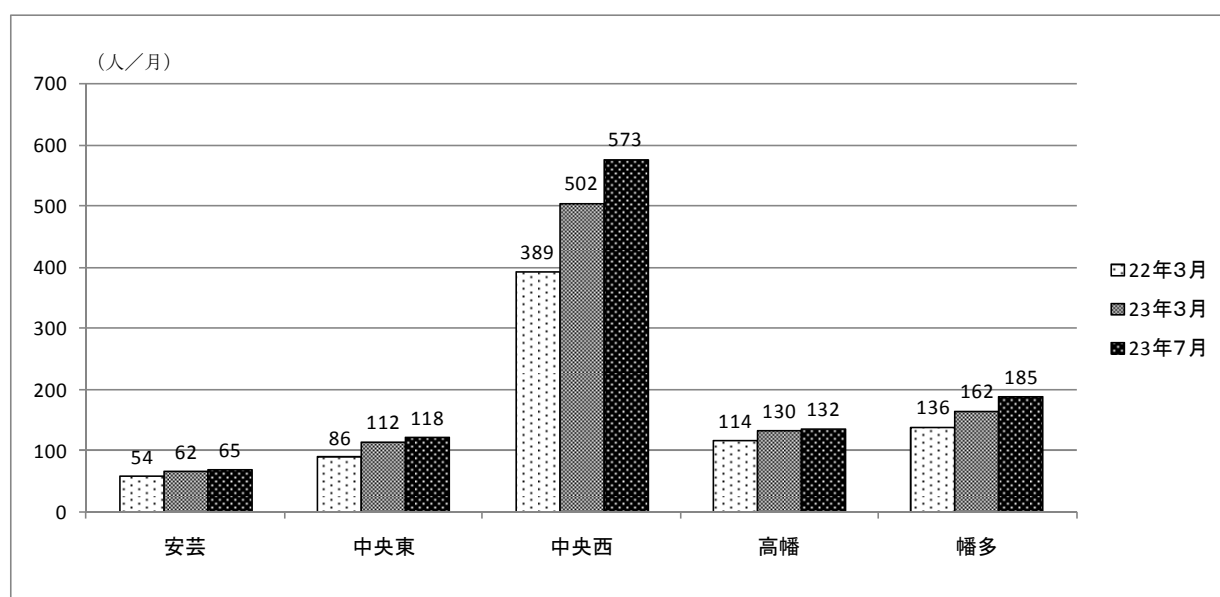
延べ利用日数、実利用者数ともに、年々増加しています。(図IV-1-13参照)

また、圏域別に見ても、すべての圏域において増加傾向にあります。(図IV-1-14参照)

■ 図IV-1-13 就労継続支援B型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-14 就労継続支援B型 圏域別実利用者数の推移

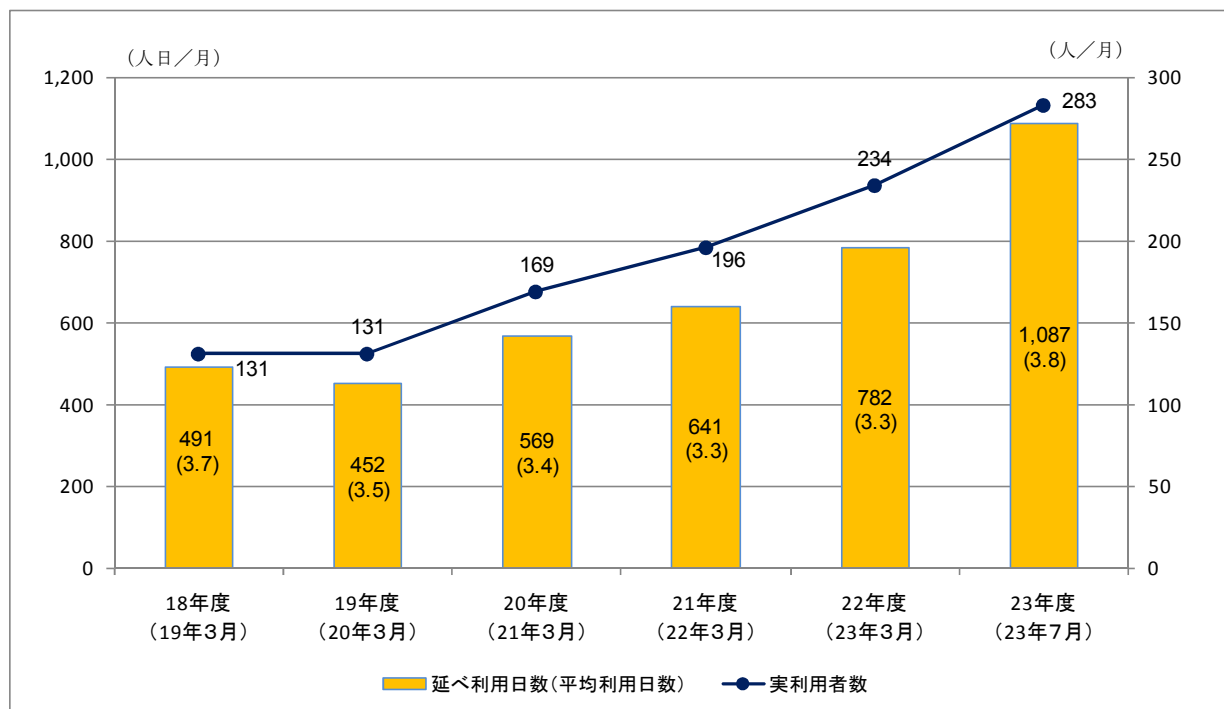


(8) 児童デイサービス

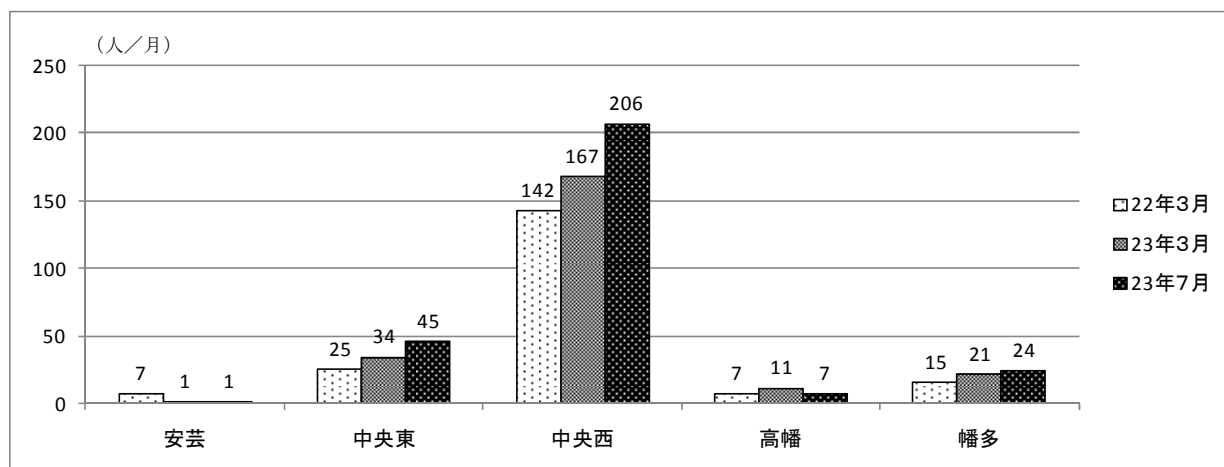
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 20 年度以降増加傾向にあります。
 (図Ⅳ-1-15 参照)

また、圏域別では、中央西圏域の利用が多い一方で、安芸及び高幡圏域では、利用が少ない状況です。(図Ⅳ-1-16 参照)

■ 図Ⅳ-1-15 児童デイサービス 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ-1-16 児童デイサービス 圏域別実利用者数の推移

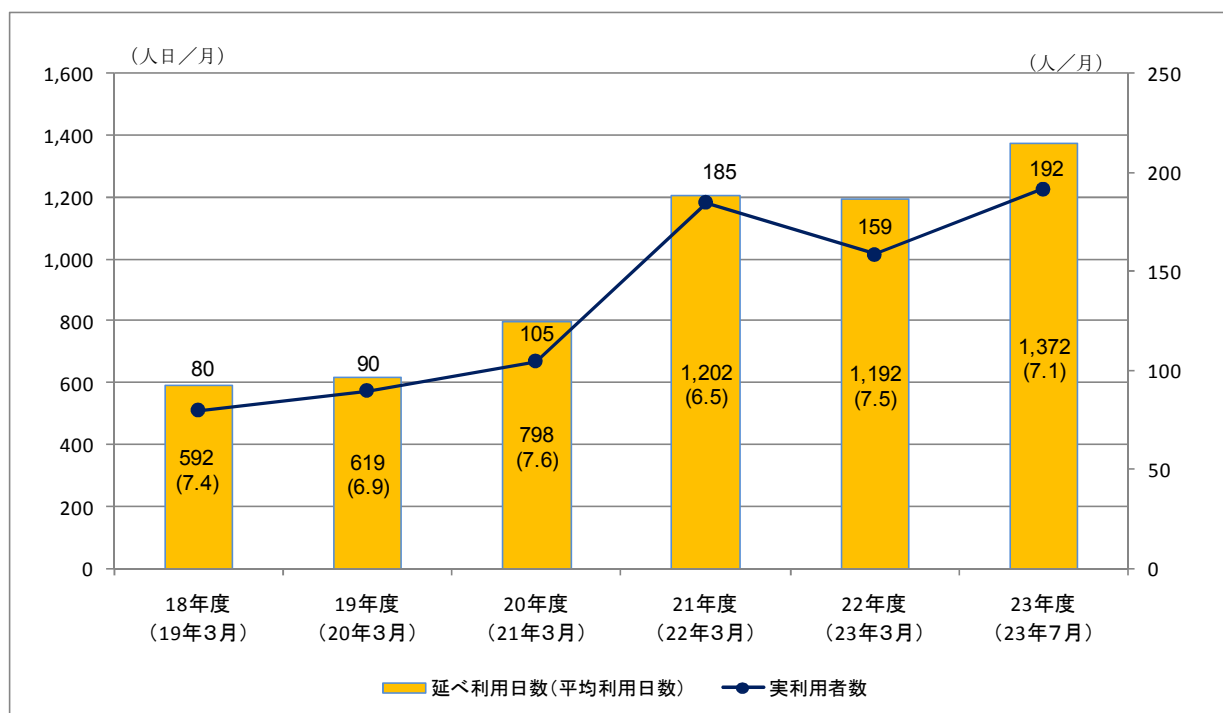


(9) 短期入所

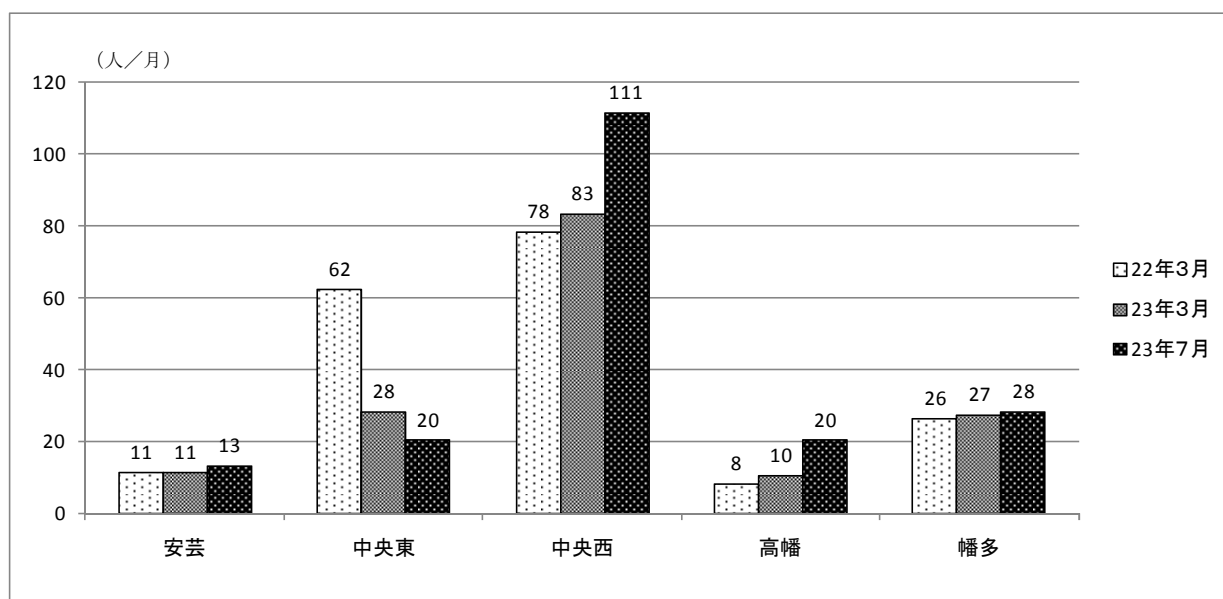
延べ利用日数及び実利用者数ともに、ほぼ増加傾向にあります。(図Ⅳ－1－17 参照)

また、圏域別では、中央西圏域の利用が多くなっている一方、中央東圏域においては減少傾向にあります。(図Ⅳ－1－18 参照)

■ 図Ⅳ－1－17 短期入所 延べ利用日数及び実利用者数の推移



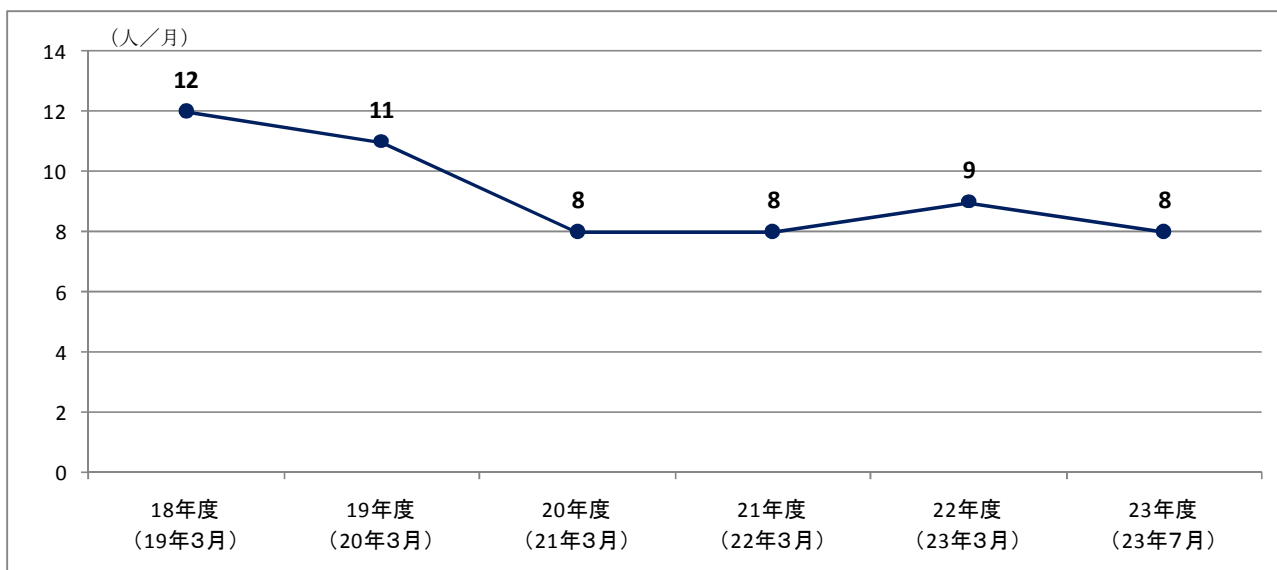
■ 図Ⅳ－1－18 短期入所 圏域別実利用者数の推移



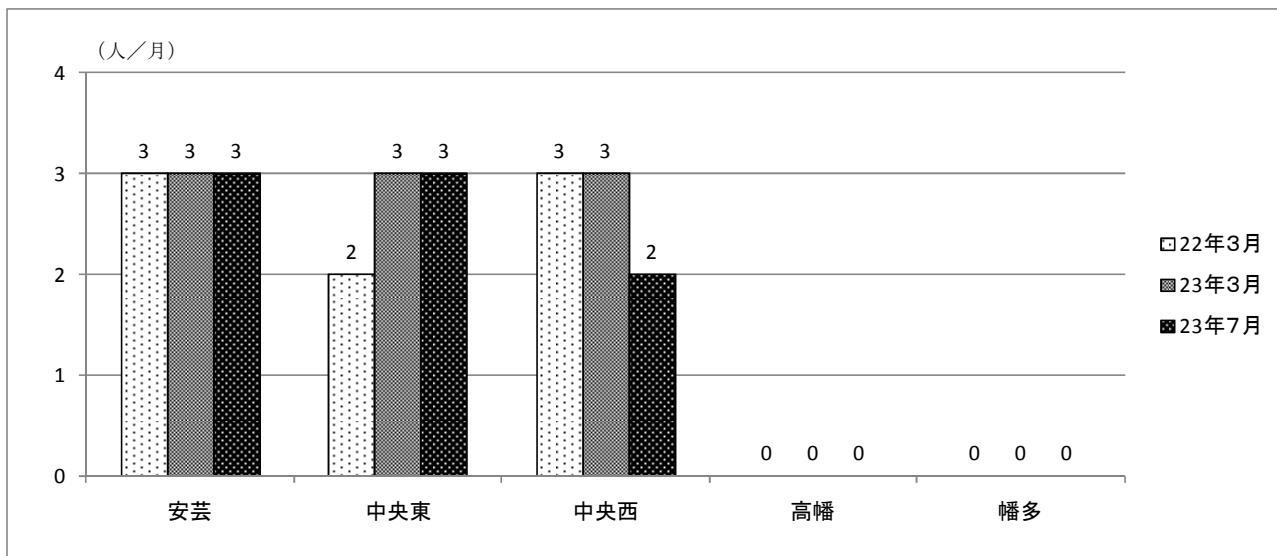
(10) 療養介護

実利用者数は、ほぼ横ばいの状況にあります。(図IV-1-19参照)

■ 図IV-1-19 療養介護 実利用者数の推移



■ 図IV-1-20 療養介護 圏域別実利用者数の推移



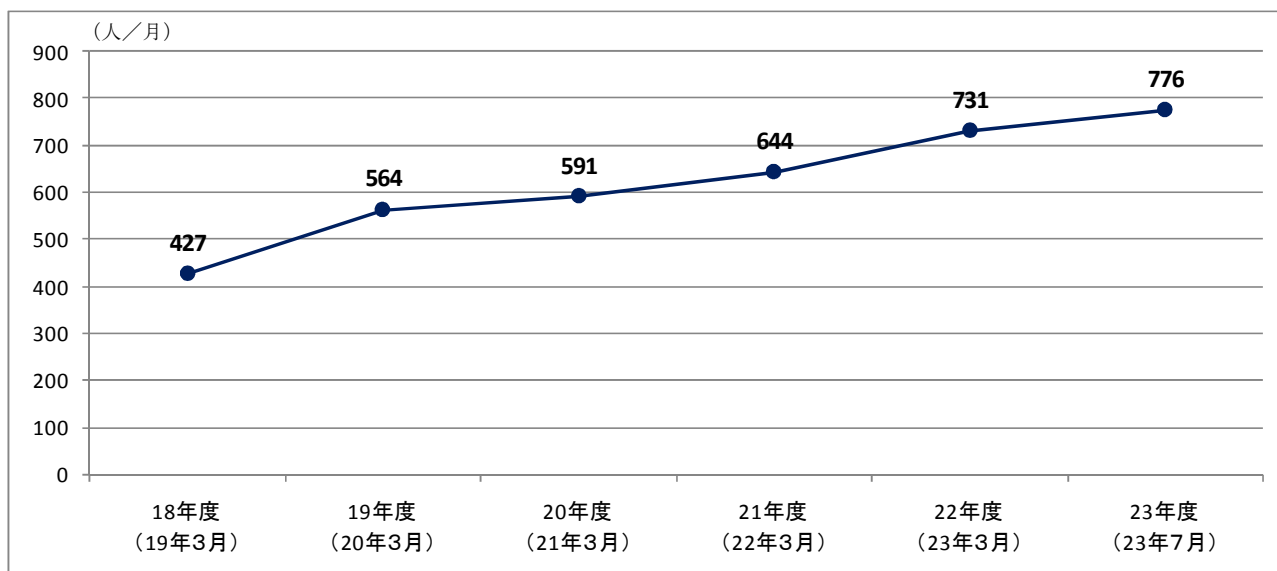
(11) グループホーム・ケアホーム

実利用者数は、年々増加傾向にあります。(図IV-1-21参照)

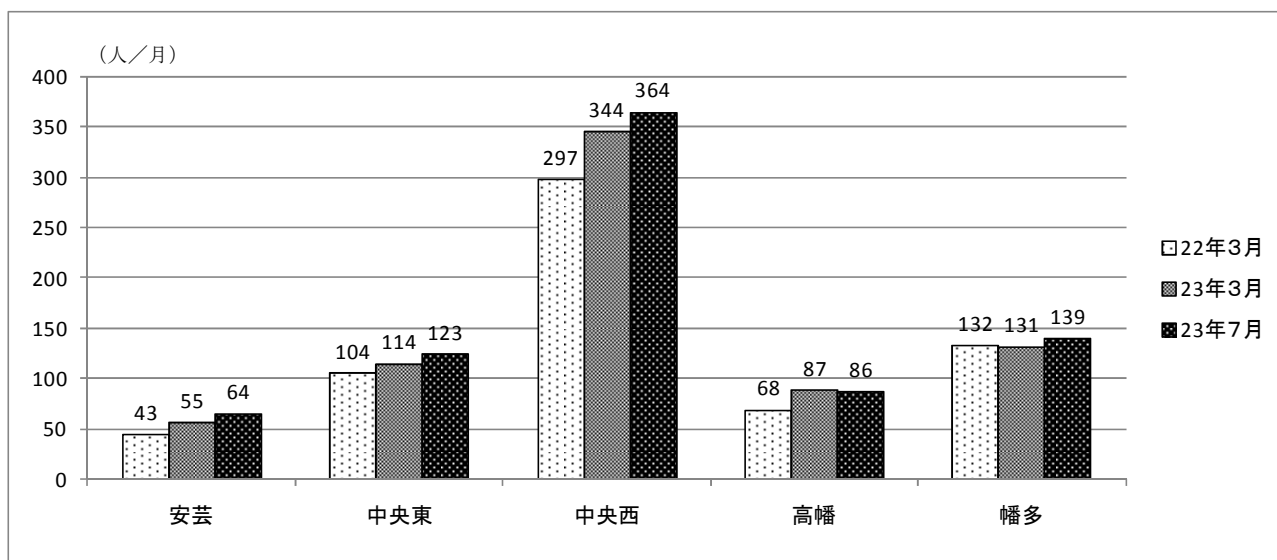
また、圏域別に見ても、すべての圏域においてほぼ増加傾向にあります。

(図IV-1-22参照)

■ 図IV-1-21 グループホーム・ケアホーム 実利用者数の推移



■ 図IV-1-22 グループホーム・ケアホーム 圏域別実利用者数の推移

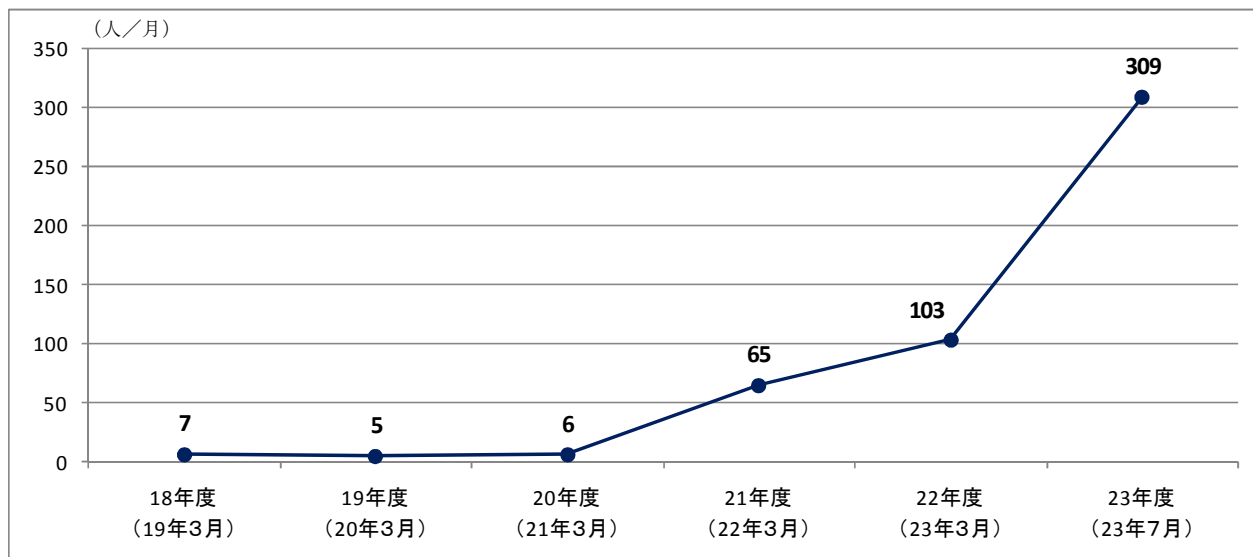


(12) 施設入所支援

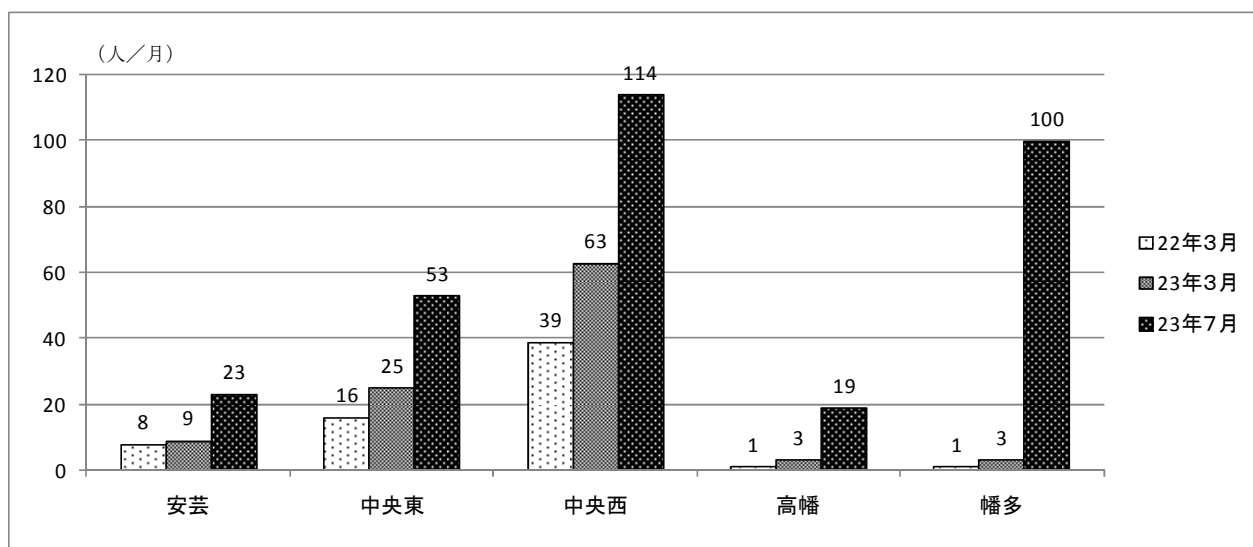
旧法施設の新体系への移行に伴い、実利用者数は、平成 21 年度以降大きく増加しています。(図Ⅳ-1-23 参照)

また、圏域別では、中央西及び幡多圏域の増加が顕著となっています。(図Ⅳ-1-24 参照)

■ 図Ⅳ-1-23 施設入所支援 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ-1-24 施設入所支援 圏域別実利用者数の推移

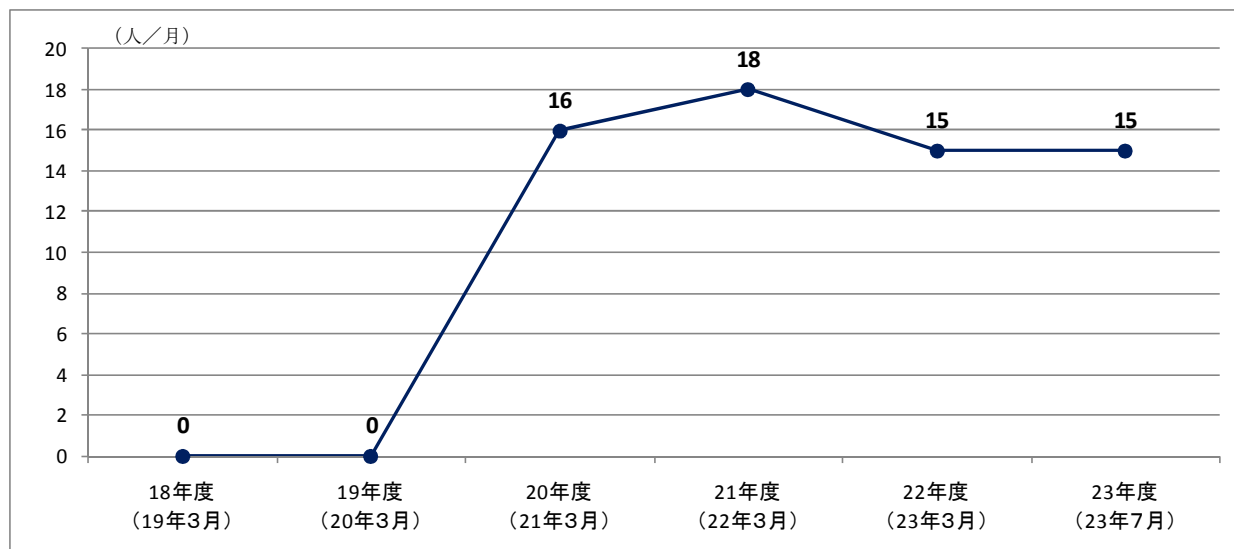


(13) 指定相談支援

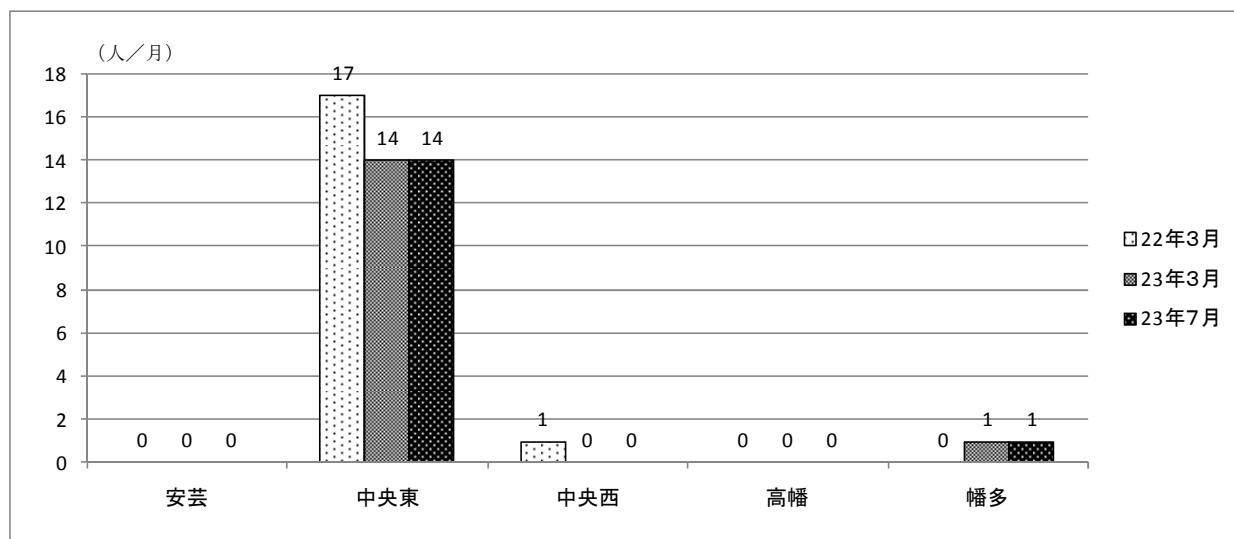
平成20年度より利用が開始し、その後ほぼ横ばいとなっています。(図IV-1-25参照)

また、圏域別では、中央及び幡多圏域のみでの利用となっています。(図IV-1-26参照)

■ 図IV-1-25 指定相談支援 実利用者数の推移



■ 図IV-1-26 指定相談支援 圏域別実利用者数の推移



(14) 新体系サービス事業所数

平成23年7月31日現在、県内の新体系サービス事業所は、525事業所となっています。(表Ⅳ-1-1参照)

■ 表Ⅳ-1-1 新体系サービス別事業所数 (H23. 7. 31 現在)

サービス種別		圏 域					合 計
		安 芸	中 央 東	中 央 西	高 幡	幡 多	
訪問系サービス		13	17	78	7	19	134
日中活動系サービス	生活介護	1	5	8	1	7	22
	自立訓練（機能訓練）			1			1
	自立訓練（生活訓練）		1	2		3	6
	就労移行支援		2	18		2	22
	就労継続支援（A型）		3	11	2	2	18
	就労継続支援（B型）	3	8	43	8	12	74
	児童デイサービス		1	6		1	8
サービス 居住系	グループホーム・ ケアホーム	6	26	85	4	40	161
	施設入所支援		2	1		4	7
短期入所		2	7	17	4	13	43
指定相談支援		3	4	11	3	8	29
合 計		28	76	281	29	111	525

※1 1つの事業所で複数のサービスを提供している場合、それぞれのサービスに計上しています。

※2 主たる事業所と従たる事業所についてはそれぞれ計上しています。

※3 グループホーム・ケアホームについては、共同住居の数を計上しています。

(15) 旧法施設等

① 身体障害者の施設

平成 23 年 7 月 31 日現在、県内の身体障害者更生援護施設^(※1)に入所している人は 394 人となっており、このうち 363 人（約 92%）が療護施設を利用しています。（表Ⅳ－1－2 参照）

通所施設（入所施設の通所部・分場を含む。）を利用している人は 176 人で、このうち 144 人（約 82%）が、授産施設を利用しています。（表Ⅳ－1－3 参照）

■ 表Ⅳ－1－2 身体障害者更生援護施設利用者数（入所）（H23. 7. 31 現在）

	療護施設						福祉ホーム				合計
	安芸	中央東	中央西	高幡	幡多	小計	中央東	中央西	幡多	小計	
箇所数	1	1	2	2	1	7	1	1	1	3	10
利用者数	39	80	88	108	48	363	10	17	4	31	394

■ 表Ⅳ－1－3 身体障害者更生援護施設利用者数（通所・分場含む）
（H23. 7. 31 現在）

	療護施設			授産施設					合計
	中央西	高幡	小計	安芸	中央東	中央西	高幡	小計	
箇所数	1	1	2	1	1	3	1	6	8
利用者数	27	5	32	31	22	58	33	144	176

※1 身体障害者更生援護施設

ここでは、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、福祉ホームを指しています。

② 知的障害者の施設

平成 23 年 7 月 31 日現在、県内の知的障害者援護施設^(※1)に入所している人は 630 人となっており、このうち 557 人（約 88%）が更生施設を利用しています。（表 IV-1-4 参照）

通所施設（入所施設の通所部・分場を含む。）を利用している人は 448 人で、このうち 301 人（約 67%）が、授産施設を利用しています。（表 IV-1-5 参照）

■ 表 IV-1-4 知的障害者援護施設利用者数（入所）（H23. 7. 31 現在）

	更生施設						授産施設			合計
	安芸	中央東	中央西	高幡	幡多	小計	中央東	高幡	小計	
箇所数	1	2	4	1	2	10	1	1	2	12
利用者数	29	149	193	61	125	557	33	40	73	630

■ 表 IV-1-5 知的障害者援護施設等利用者数（通所・分場含む）（H23. 7. 31 現在）

	更生施設						授産施設				合計
	安芸	中央東	中央西	高幡	幡多	小計	中央東	中央西	幡多	小計	
箇所数	1	1	3	1	2	8	5	7	1	13	21
利用者数	12	16	73	25	21	147	135	144	22	301	448

※1 知的障害者援護施設

ここでは、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設を指しています。

③ 精神障害者の施設

平成 23 年 7 月 31 日現在、県内の精神障害者社会復帰施設^(※1)を利用している人は 141 人となっており、このうち 103 人が援護寮及び福祉ホーム B 型を利用しています。(表Ⅳ-1-6 参照)

■ 表Ⅳ-1-6 精神障害者社会復帰施設利用者数 (H23. 7. 31 現在)

	援護寮			福祉ホーム B 型			授産施設	小規模 通所 授産施設	合 計
	中央 西	幡 多	小 計	中央 西	高 幡	小 計	中央 西	安 芸	
箇所数	2	1	3	2	1	3	1	1	8
利用者数	38	16	54	33	16	49	25	13	141

④ 小規模作業所

法律に基づく施設以外に、障害のある人の身近な日中活動の場として、平成 23 年 7 月 31 日現在、8 ヶ所の小規模作業所があり、43 人が通所しています。(表Ⅳ-1-7 参照)

■ 表Ⅳ-1-7 小規模作業所利用者数 (H23. 7. 31 現在)

	中央 西	幡 多	合 計
箇所数	7	1	8
利用者数	37	6	43

※1 精神障害者社会復帰施設

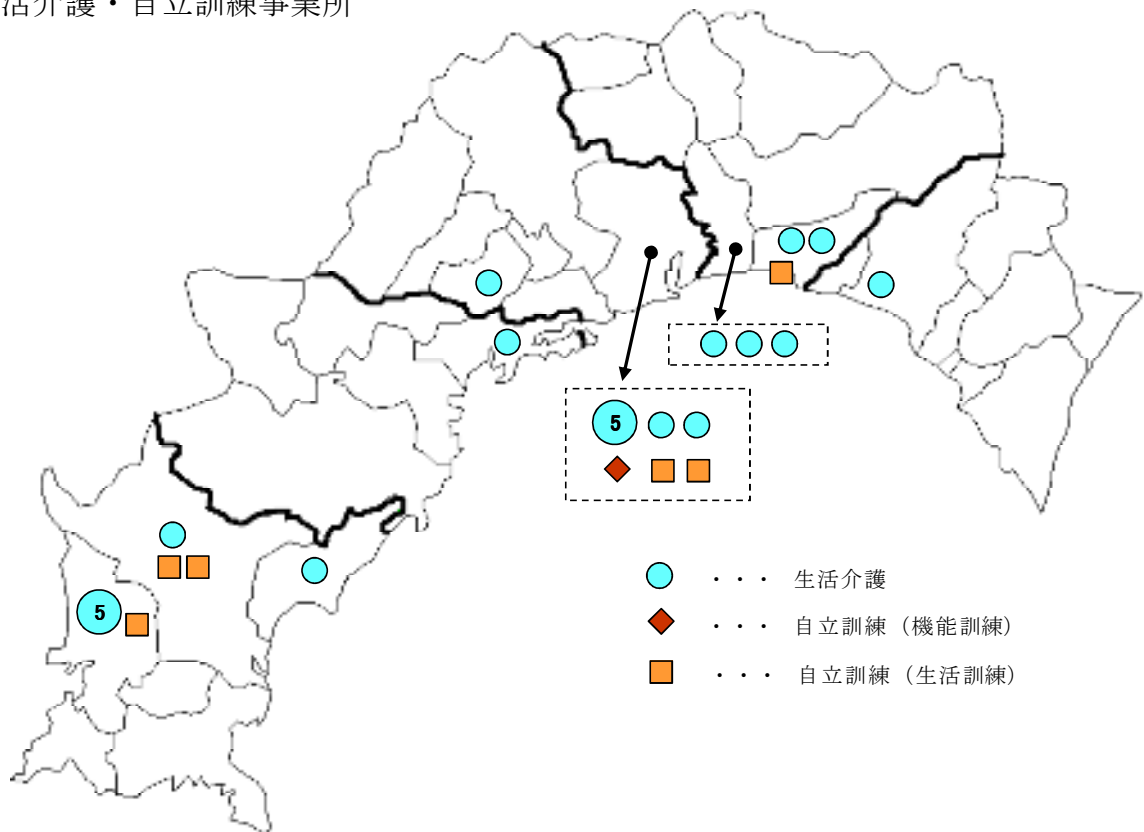
ここでは、援護寮、精神障害者授産施設、小規模通所授産施設及び精神障害者福祉ホーム B 型を指しています。

※ 参 考 障害福祉施設等の整備状況（H23.7.31現在の指定に基づく。）

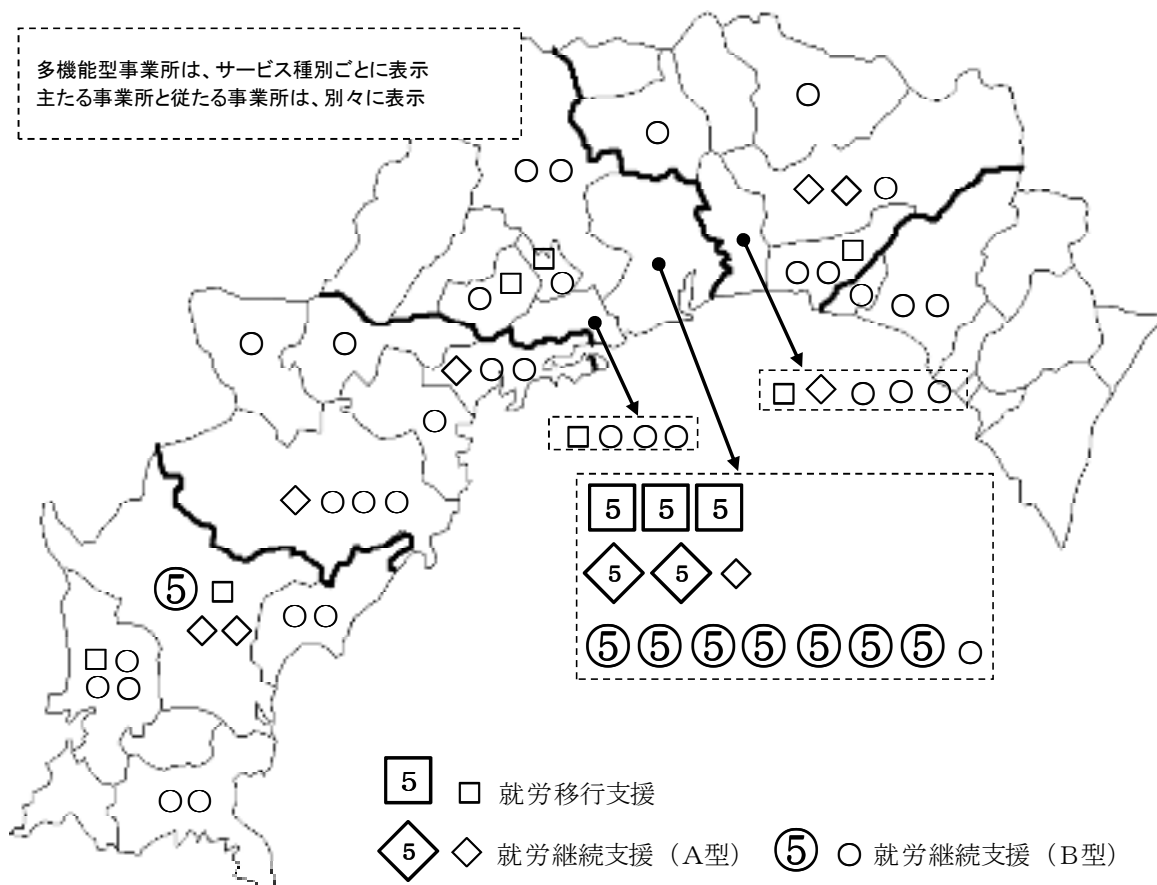
◆ 居宅介護事業所



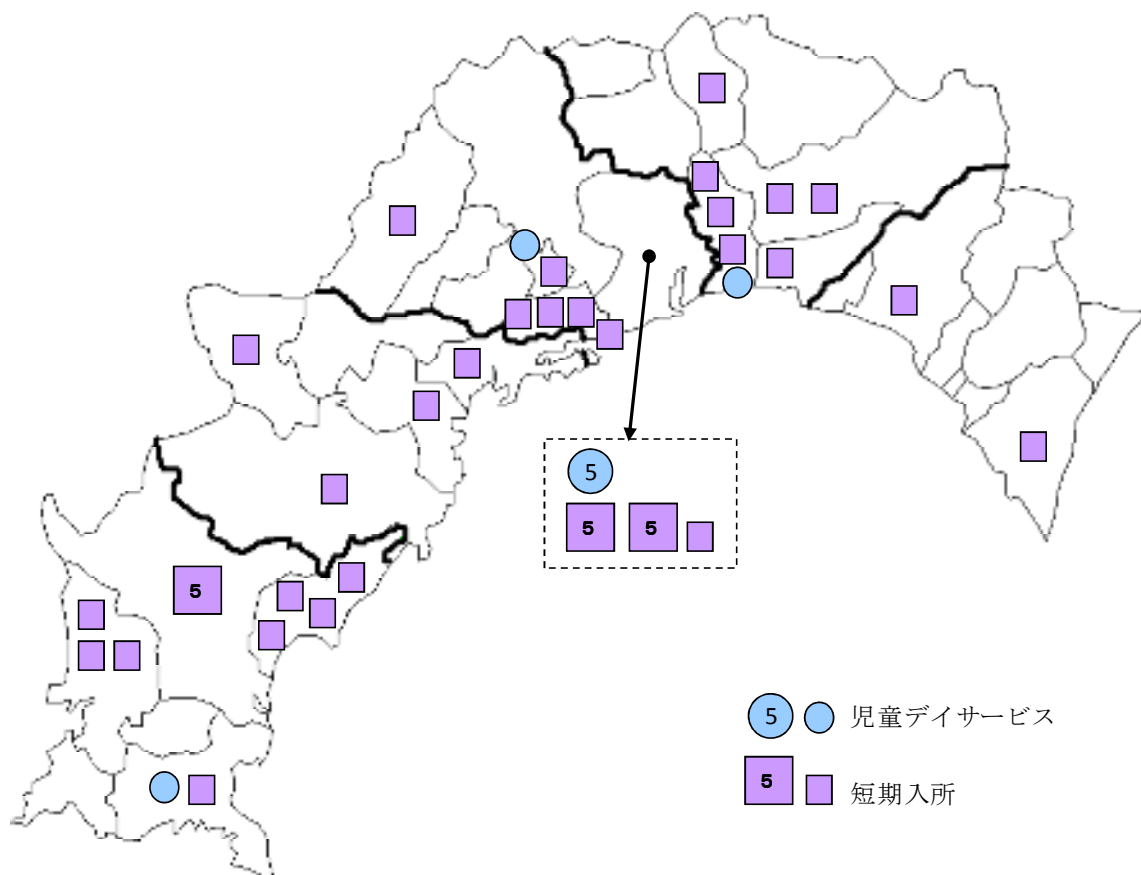
◆ 生活介護・自立訓練事業所



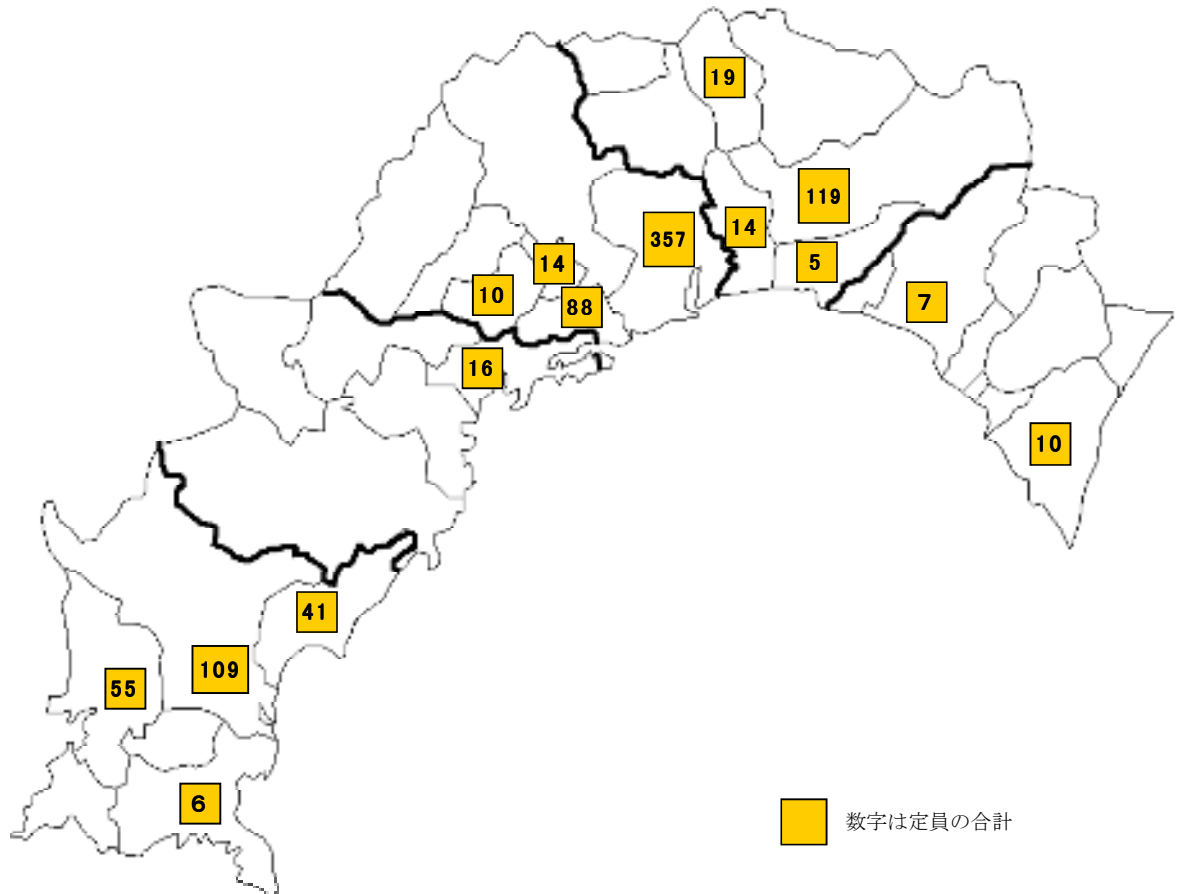
◆ 就労移行支援・就労継続支援事業所



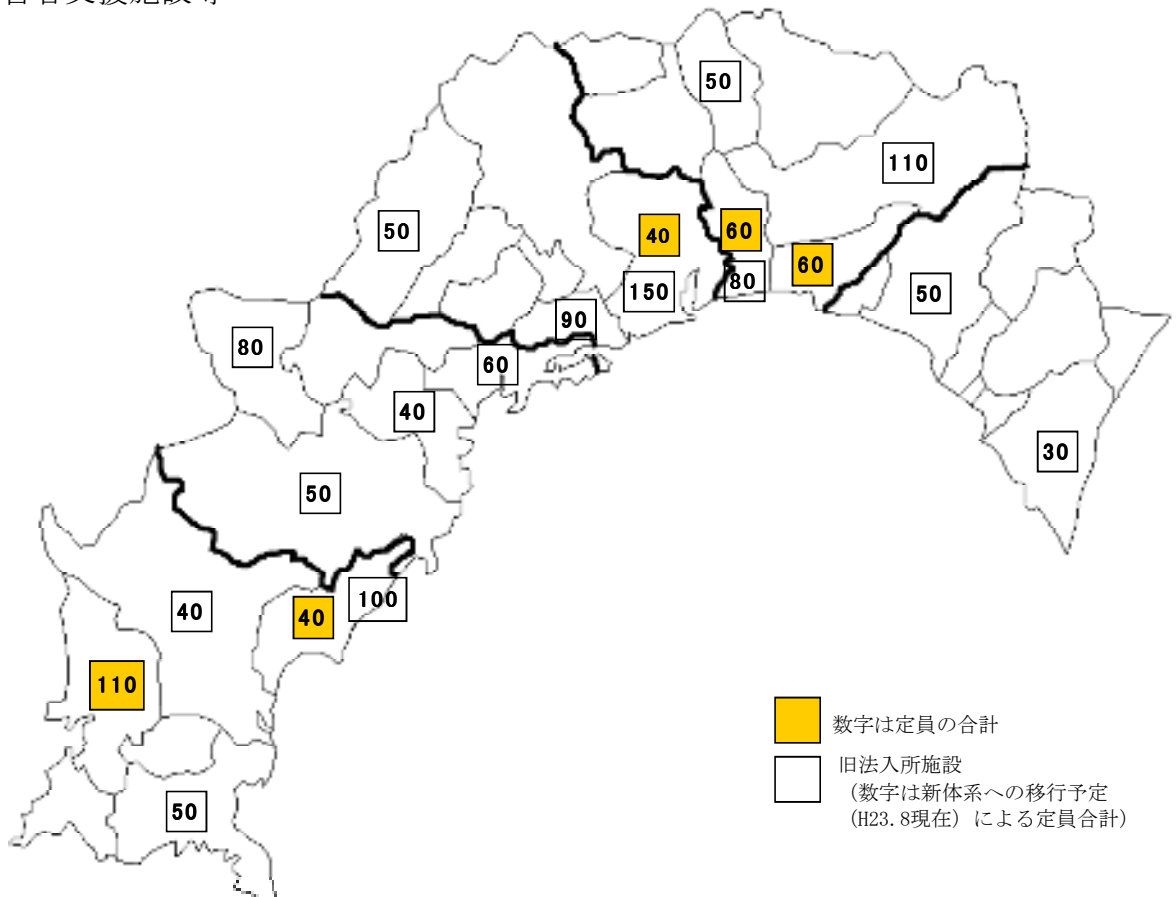
◆ 児童デイサービス・短期入所事業所



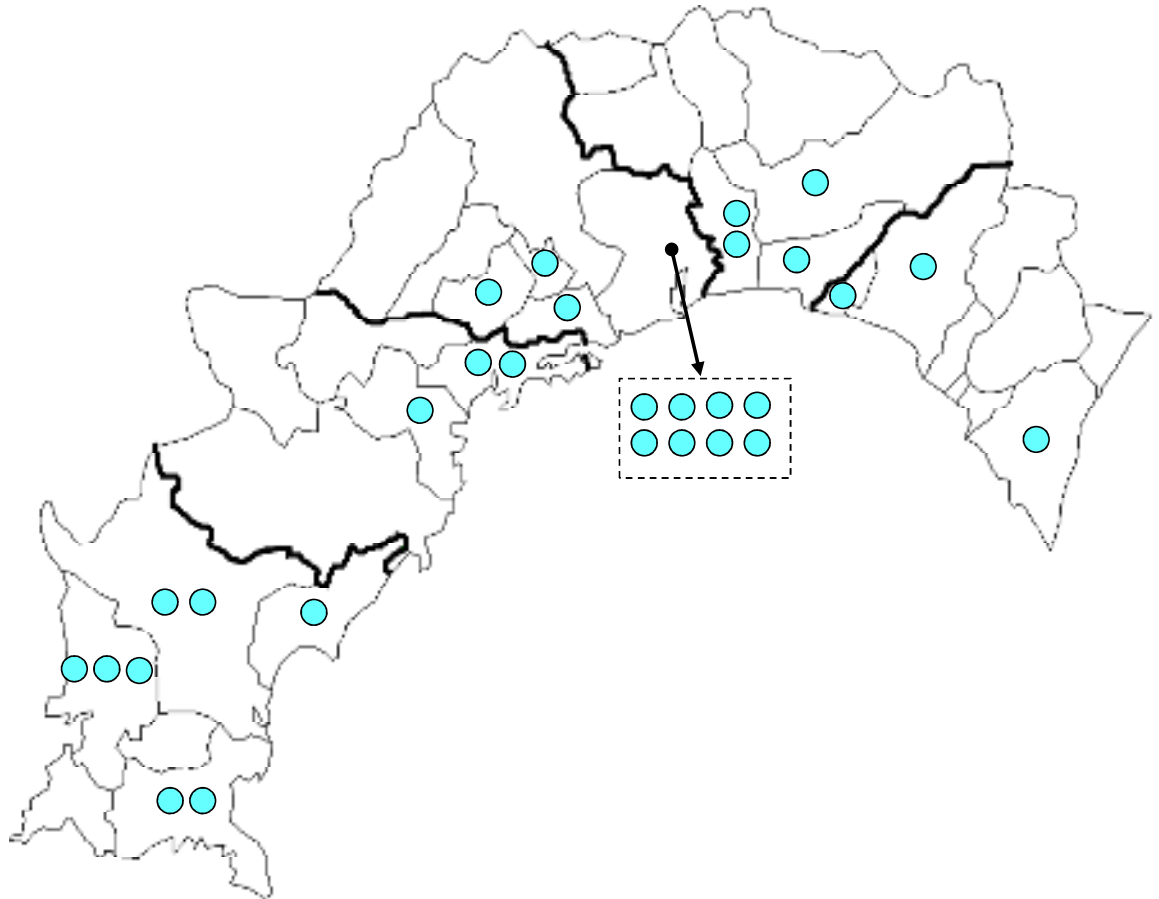
◆ グループホーム・ケアホーム



◆ 障害者支援施設等



◆ 指定相談支援事業所



2 障害福祉サービス等の見込み量

県では、障害のある人のニーズを踏まえた計画とするため、見込み量を定めるにあたっては、施設や学校などの協力を得ながら、県内の障害福祉施設等の利用者や特別支援学校在校生とその保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

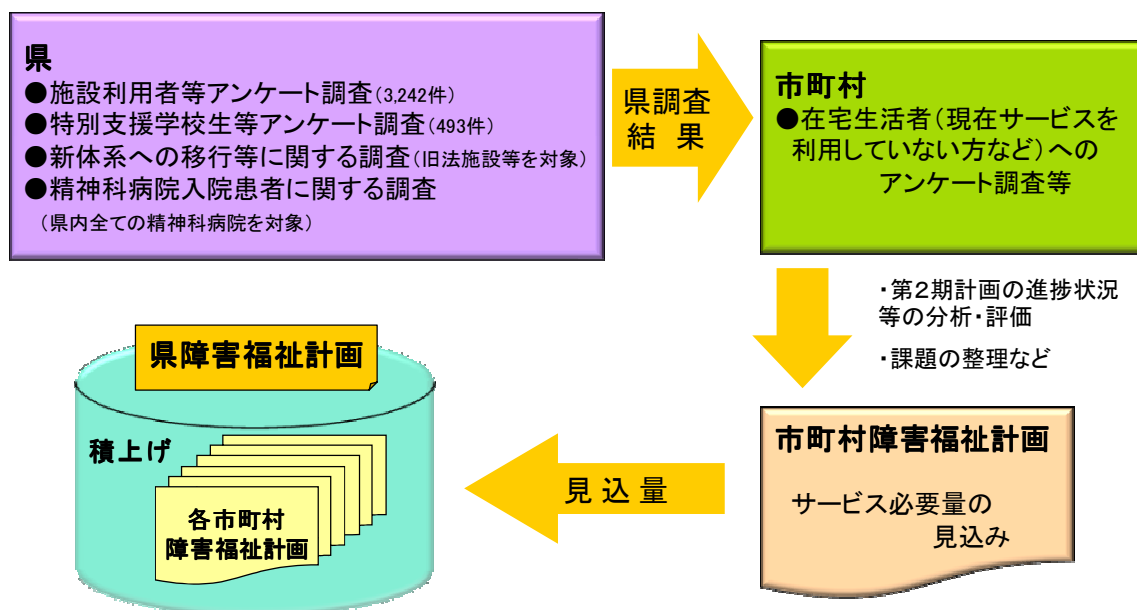
併せて、旧法施設の新しいサービス体系への移行予定や受け入れ条件が整えば退院が可能と見込まれる精神科病院入院患者の実態についても把握し、市町村と情報共有を行いました。

市町村においては、これらの調査結果を参考にしながら、在宅で現在サービスを利用している方や今後サービスの利用が見込まれる方へのアンケート調査など可能な限りニーズの把握に努めたうえで、各サービス等の見込量を算出しています。

この計画における障害福祉サービス等の見込み量は、第1期及び第2期と同様、市町村の障害福祉計画における見込量を積上げたものを基本として定めることとします。

【見込みにあたっての考え方】

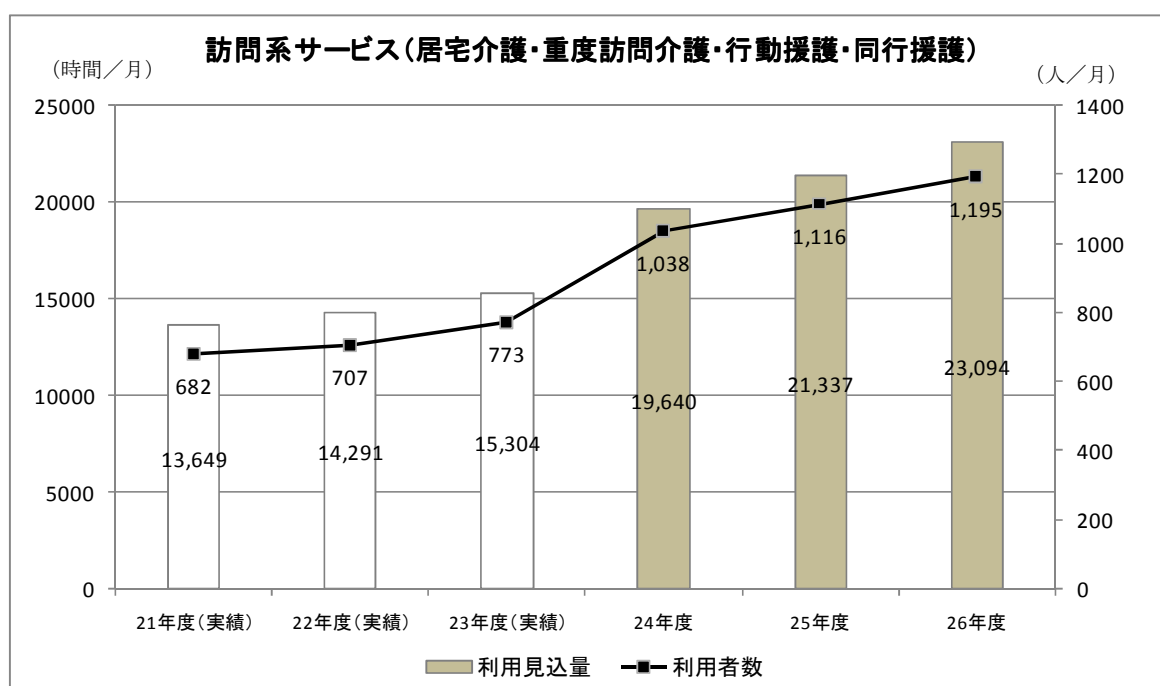
- 施設利用者や特別支援学校在校生及びその保護者、在宅生活者を対象としたアンケート調査などによりニーズを把握
- 旧法施設の新体系への移行予定や精神科病院入院患者の実態を調査



(1) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

< 1ヶ月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	1,099	1,012	1,277	1,686	1,843	1,897
	利用者数	69	77	78	100	109	114
中央東	見込量	2,283	2,522	2,671	3,491	3,548	3,691
	利用者数	106	114	121	157	165	176
中央西	見込量	8,551	8,752	9,271	11,747	13,014	14,360
	利用者数	408	413	453	603	648	699
高幡	見込量	689	838	996	1,187	1,224	1,259
	利用者数	35	38	48	73	79	84
幡多	見込量	1,027	1,167	1,089	1,529	1,708	1,887
	利用者数	64	65	73	105	115	122
合計	見込量	13,649	14,291	15,304	19,640	21,337	23,094
	利用者数	682	707	773	1,038	1,116	1,195

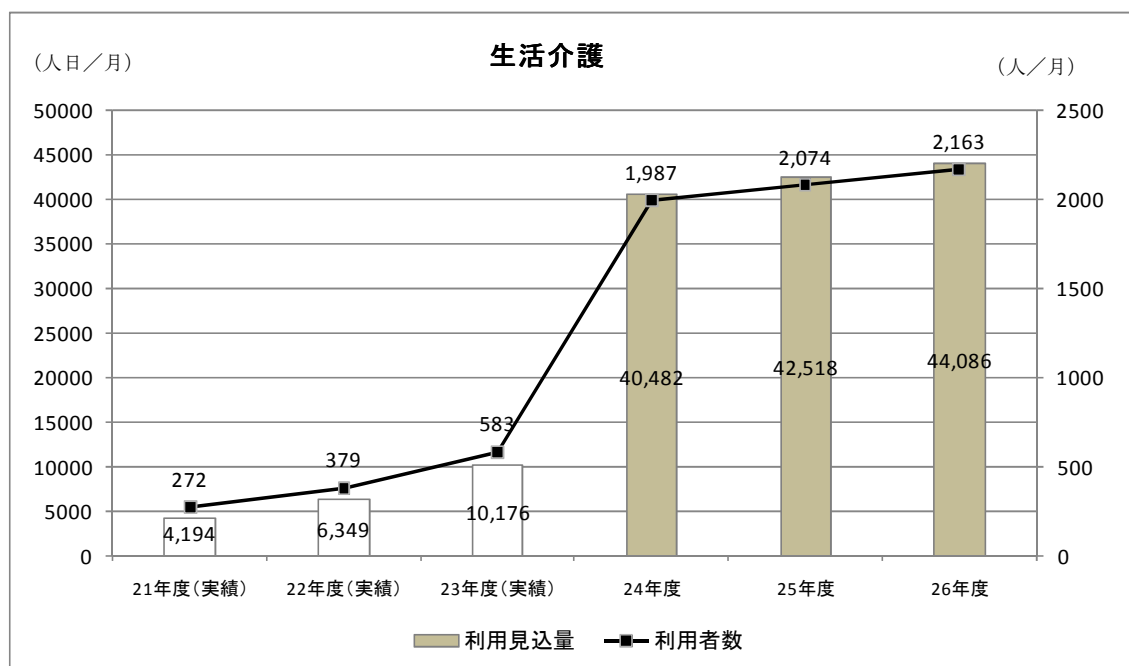


(2) 日中活動系サービス等

① 生活介護

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

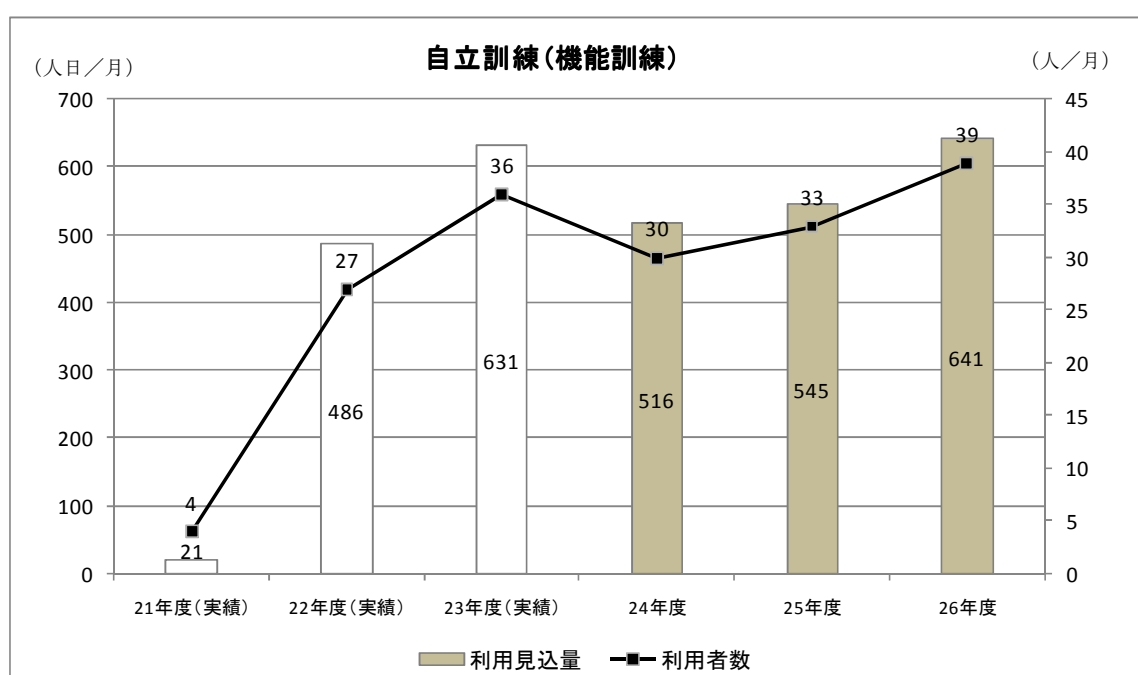
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	404	438	759	3,608	3,677	3,722
	利用者数	22	22	38	162	166	169
中央東	見込量	700	1,231	1,835	6,518	6,687	6,921
	利用者数	38	67	96	312	322	336
中央西	見込量	2,740	4,154	4,884	20,158	21,997	23,442
	利用者数	184	253	300	991	1,064	1,146
高幡	見込量	108	139	438	4,367	4,403	4,355
	利用者数	9	10	25	213	217	214
幡多	見込量	242	387	2,260	5,831	5,754	5,646
	利用者数	19	27	124	309	305	298
合計	見込量	4,194	6,349	10,176	40,482	42,518	44,086
	利用者数	272	379	583	1,987	2,074	2,163



② 自立訓練（機能訓練）

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

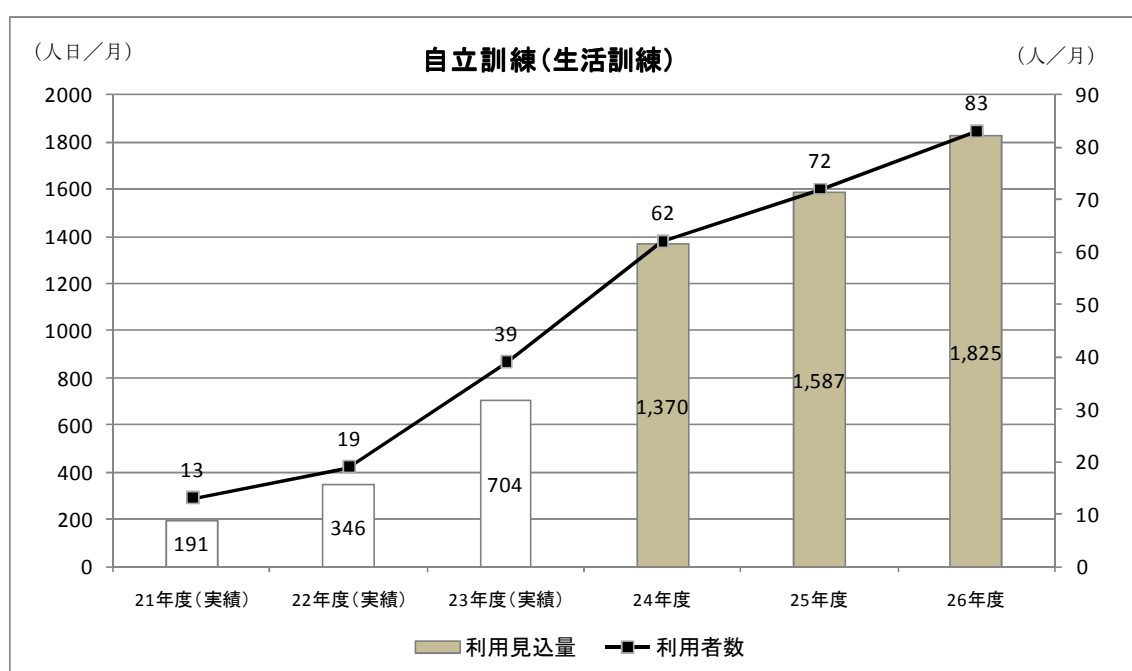
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	-	15	20	-	-	-
	利用者数	-	1	1	-	-	-
中央東	見込量	-	74	71	22	20	20
	利用者数	-	4	4	1	1	1
中央西	見込量	-	303	424	411	442	472
	利用者数	-	16	25	25	28	31
高幡	見込量	-	43	77	44	44	110
	利用者数	-	2	4	2	2	5
幡多	見込量	21	51	39	39	39	39
	利用者数	4	4	2	2	2	2
合計	見込量	21	486	631	516	545	641
	利用者数	4	27	36	30	33	39



③ 自立訓練（生活訓練）

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

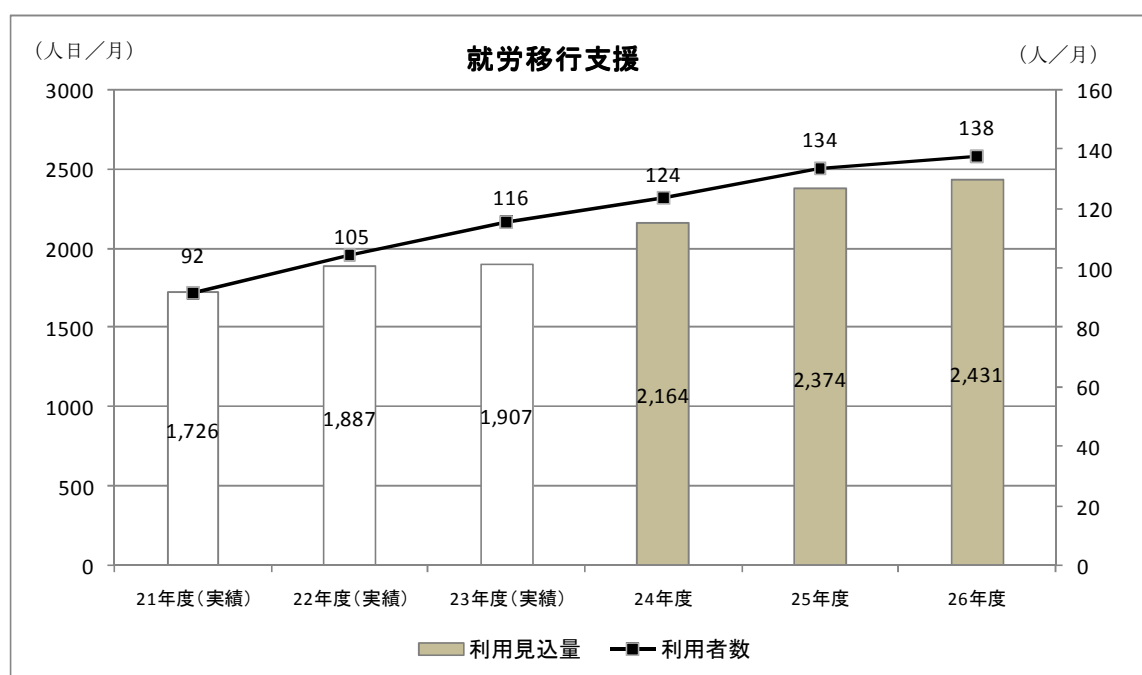
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	71	88	80	43	43	23
	利用者数	5	4	4	2	2	1
中央東	見込量	29	81	100	122	162	182
	利用者数	2	5	5	6	8	9
中央西	見込量	-	89	97	727	939	1,213
	利用者数	-	5	5	27	37	50
高幡	見込量	-	-	5	54	54	54
	利用者数	-	-	1	3	3	3
幡多	見込量	91	88	422	424	389	353
	利用者数	6	5	24	24	22	20
合計	見込量	191	346	704	1,370	1,587	1,825
	利用者数	13	19	39	62	72	83



④ 就労移行支援

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

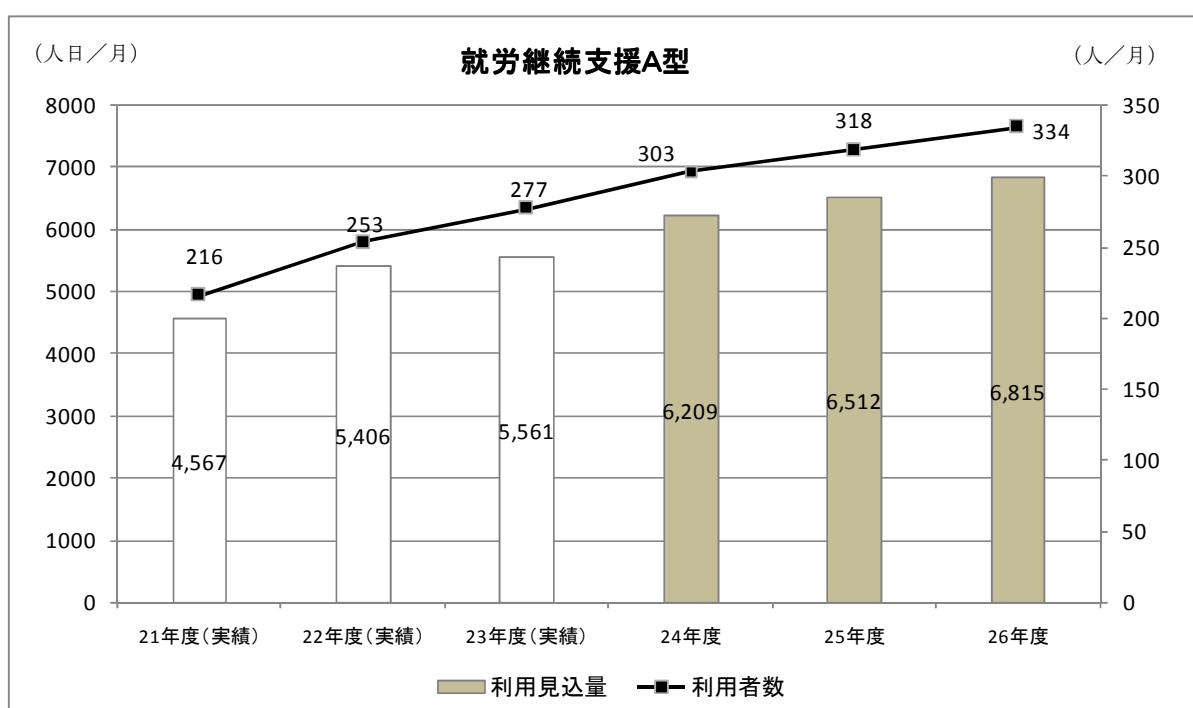
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	6	42	75	71	98	25
	利用者数	1	2	4	3	4	1
中央東	見込量	137	199	231	262	302	355
	利用者数	7	13	13	13	15	17
中央西	見込量	1,428	1,394	1,331	1,469	1,674	1,854
	利用者数	77	77	85	89	99	110
高幡	見込量	66	139	95	117	88	110
	利用者数	3	7	5	6	4	5
幡多	見込量	89	113	175	245	212	87
	利用者数	4	6	9	13	12	5
合計	見込量	1,726	1,887	1,907	2,164	2,374	2,431
	利用者数	92	105	116	124	134	138



⑤ 就労継続支援A型

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

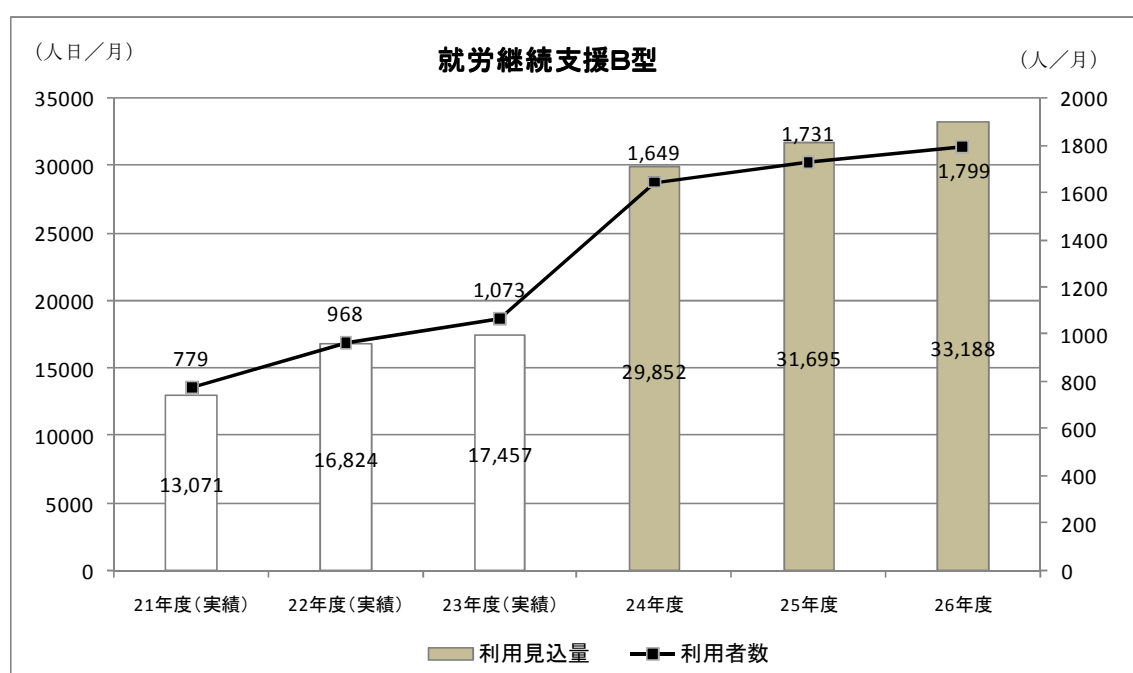
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	107	110	128	270	287	316
	利用者数	5	5	6	12	13	14
中央東	見込量	791	803	830	989	1,052	1,141
	利用者数	39	38	42	49	52	56
中央西	見込量	2,576	3,417	3,534	3,661	3,820	3,938
	利用者数	125	163	171	176	183	192
高幡	見込量	454	588	626	799	841	886
	利用者数	21	28	37	44	47	48
幡多	見込量	639	488	443	490	512	534
	利用者数	26	19	21	22	23	24
合計	見込量	4,567	5,406	5,561	6,209	6,512	6,815
	利用者数	216	253	277	303	318	334



⑥ 就労継続支援B型

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

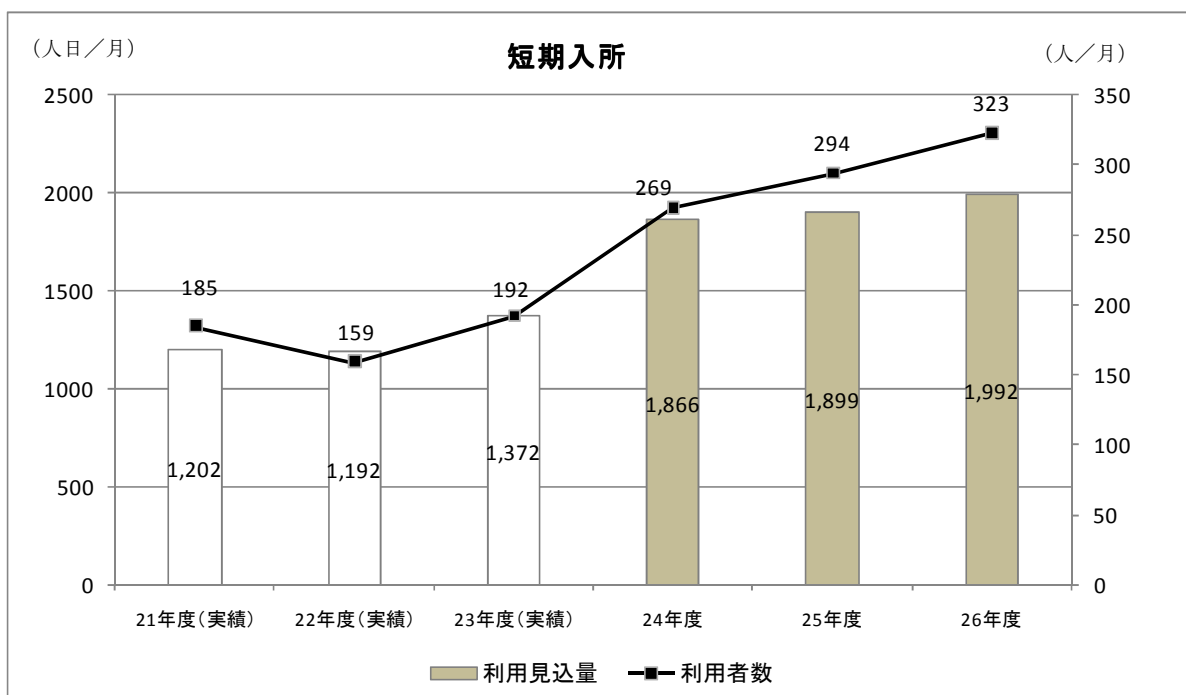
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	1,001	1,067	1,112	2,632	2,745	2,919
	利用者数	54	62	65	127	132	139
中央東	見込量	1,353	1,814	1,888	4,717	5,018	5,184
	利用者数	86	112	118	260	274	282
中央西	見込量	6,419	8,758	9,550	14,805	15,782	16,618
	利用者数	389	502	573	804	847	886
高幡	見込量	1,805	2,109	1,906	4,014	4,210	4,373
	利用者数	114	130	132	242	253	257
幡多	見込量	2,493	3,076	3,001	3,684	3,940	4,094
	利用者数	136	162	185	216	225	235
合計	見込量	13,071	16,824	17,457	29,852	31,695	33,188
	利用者数	779	968	1,073	1,649	1,731	1,799



⑦ 短期入所

< 1ヶ月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	見込量	126	109	150	387	326	276
	利用者数	11	11	13	30	29	25
中央東	見込量	254	221	134	199	204	222
	利用者数	62	28	20	47	47	49
中央西	見込量	561	588	684	706	790	889
	利用者数	78	83	111	116	136	161
高幡	見込量	93	71	199	315	300	314
	利用者数	8	10	20	35	36	38
幡多	見込量	168	203	205	259	279	291
	利用者数	26	27	28	41	46	50
合計	見込量	1,202	1,192	1,372	1,866	1,899	1,992
	利用者数	185	159	192	269	294	323

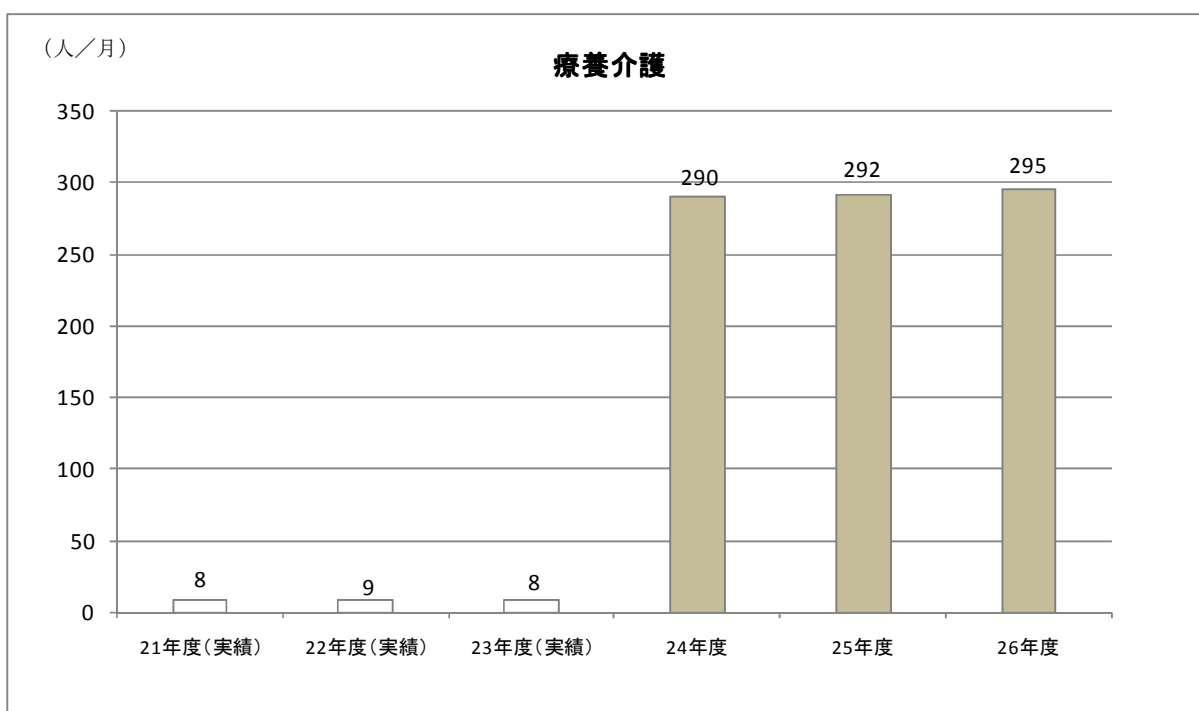


⑧ 療養介護

< 1ヶ月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	3	3	3	31	32	34
中央東	2	3	3	50	50	50
中央西	3	3	2	134	134	134
高幡	-	-	-	18	19	19
幡多	-	-	-	57	57	58
合計	8	9	8	290	292	295

※ 平成24年度より、児童福祉法に基づく障害児施設（重症心身障害児施設）に入所している18歳以上の者については、障害者自立支援法の対象となることから、利用見込が大幅に増加しています。

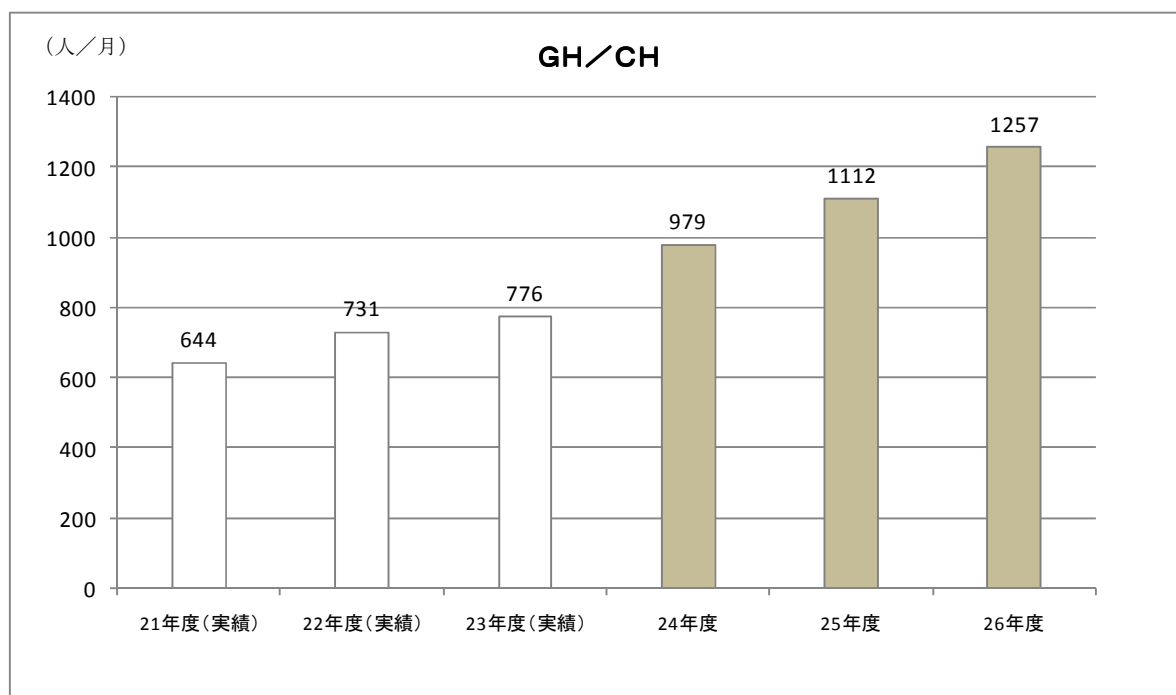


(3) 居住系サービス

① グループホーム・ケアホーム

< 1ヶ月あたりの利用者数（人／月） >

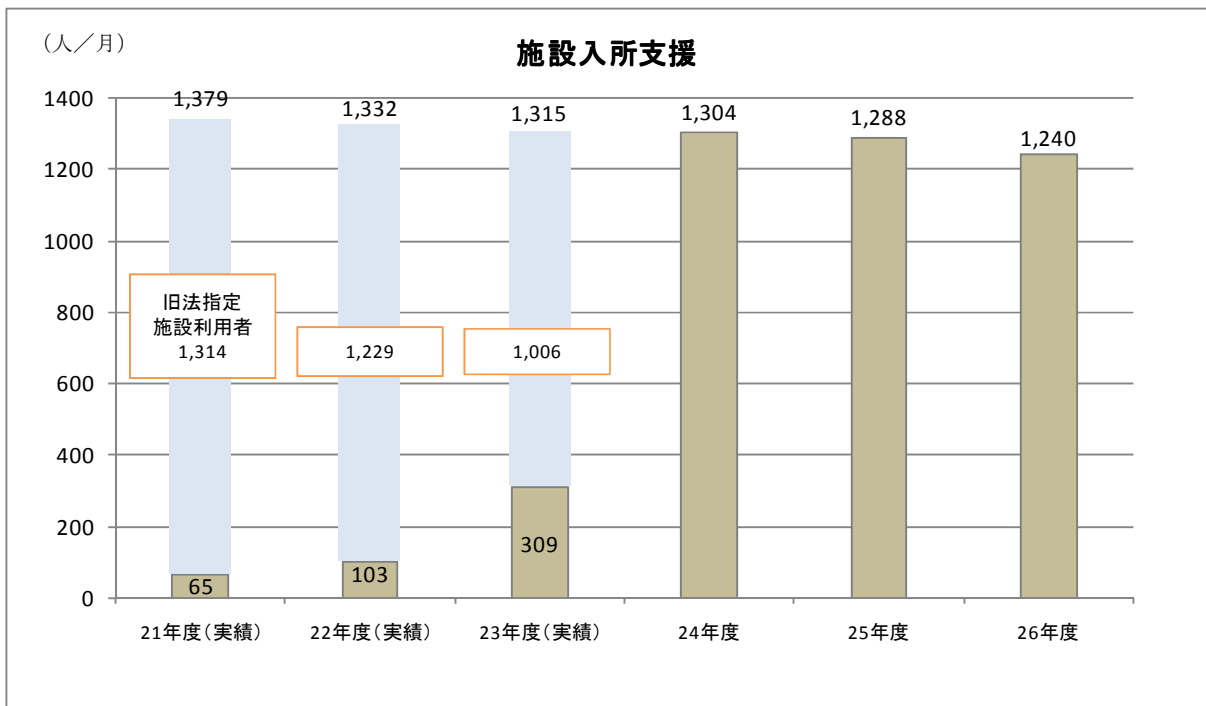
圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	43	55	64	67	75	90
中央東	104	114	123	150	168	196
中央西	297	344	364	482	549	613
高幡	68	87	86	124	138	148
幡多	132	131	139	156	182	210
合計	644	731	776	979	1,112	1,257



② 施設入所支援

< 1ヶ月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	8	9	23	121	127	123
中央東	16	25	53	218	212	208
中央西	39	63	114	533	526	512
高幡	1	3	19	170	170	166
幡多	1	3	100	262	253	231
合計	65	103	309	1,304	1,288	1,240



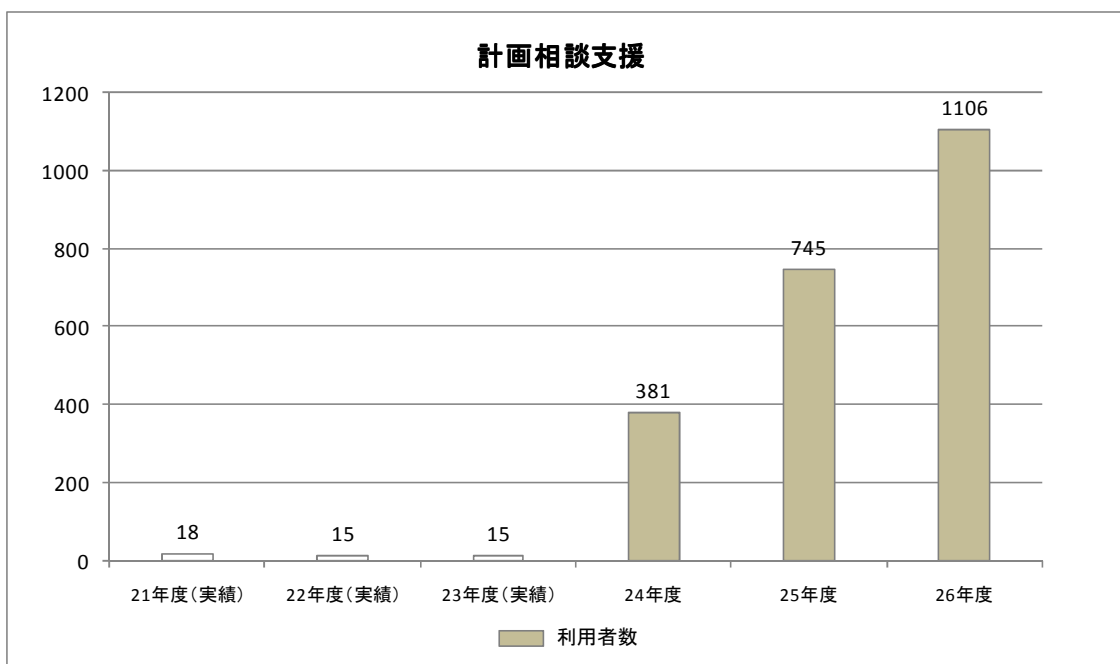
(4) 指定計画相談支援・指定地域相談支援

① 計画相談支援

< 1ヶ月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	-	-	-	30	49	73
中央東	17	14	14	102	156	205
中央西	1	-	-	103	344	578
高幡	-	-	-	75	94	119
幡多	-	1	1	71	102	131
合計	18	15	15	381	745	1,106

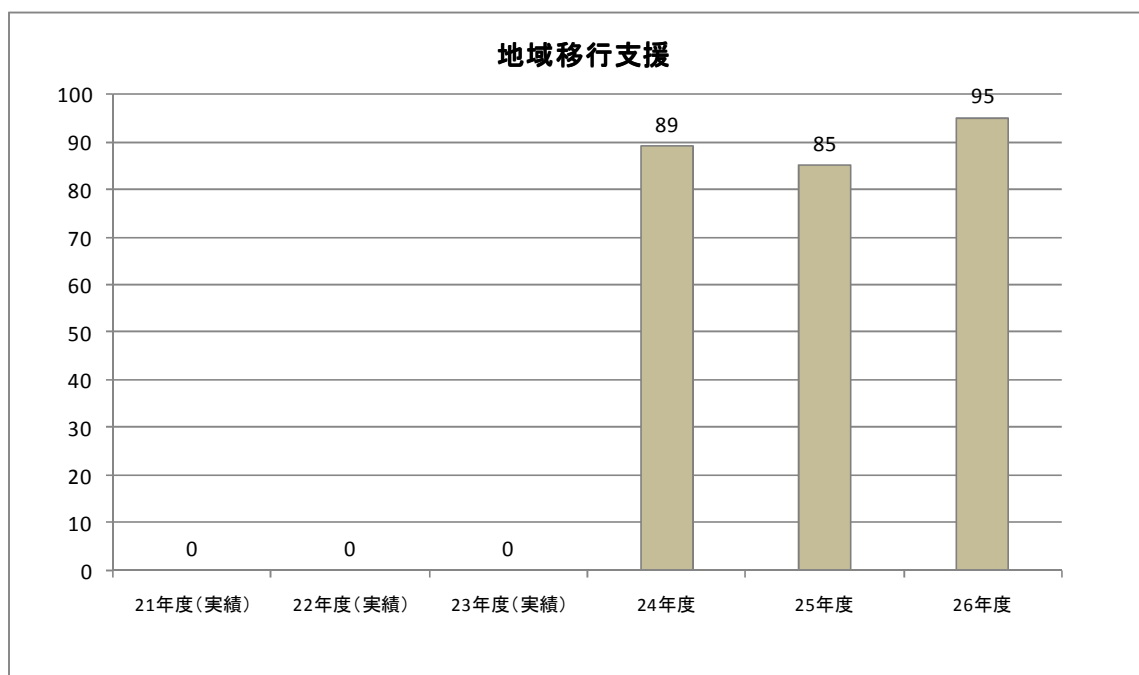
※ 平成24年度より、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者が、計画相談支援の対象者となることから、利用見込が大幅に増加しています。



② 地域移行支援 (※1)

< 1ヶ月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	-	-	-	4	3	8
中央東	-	-	-	16	14	15
中央西	-	-	-	44	50	45
高幡	-	-	-	14	14	22
幡多	-	-	-	11	4	5
合計	-	-	-	89	85	95



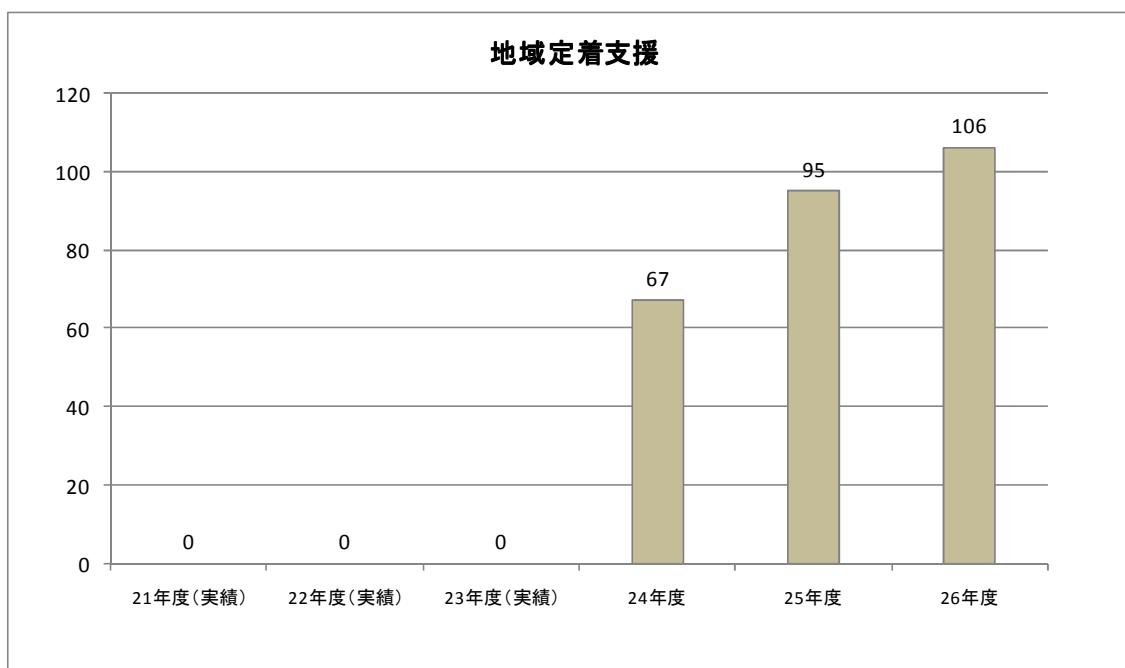
※1 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うもの(平成24年度より創設。)

③ 地域定着支援 (※2)

< 1ヶ月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度	25年度	26年度
安芸	-	-	-	-	2	1
中央東	-	-	-	3	14	15
中央西	-	-	-	39	45	56
高幡	-	-	-	19	19	26
幡多	-	-	-	6	15	8
合計	-	-	-	67	95	106



※2 地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等を行うもの（平成24年度より創設。）。

3 必要な見込量の確保等の方策

指定障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要な見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

(1) 指定障害福祉サービスの充実

① サービスの確保に向けた取り組み

○ 平成 23 年度末で、法定施設の新体系への移行が完了しましたが、住み慣れた地域で継続してサービスの利用を希望する場合や、特別支援学校の卒業生など新たな利用者に対しても必要なサービスが提供できるよう、引き続き各圏域で計画的にサービスの基盤整備を進めます。

また、圏域間でサービス資源に大きな差があることから、事業者や市町村など関係機関等と連携を図りながら、圏域間の格差解消に向けて、整備を進めていきます。

○ サービスが不足している中山間地域においても、障害のある人がニーズに応じたサービスが受けられるよう、中山間地域において新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者への助成などを行いながら、サービス拠点の整備を図ります。

中山間地域の居住者のうち事業所から遠距離にある方に対して、居宅サービスを提供した事業者へ助成を行い、中山間地域における居宅サービスの確保を図ります。

○ 障害のある人が自宅で利用できる訪問系サービスは、今後ますます利用の増大が見込まれることから、ホームヘルパー現任研修などの研修を計画的に実施し、必要なサービス量とともに、サービスの質の確保も図ります。

○ 地域での障害のある人の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、在宅サービスのうち、特に整備が必要と見込まれる短期入所などについては、関係事業所との連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

○ 平成 23 年度末で、新体系に移行できなかった法定外の小規模作業所に対しては、当該事業所のニーズや課題を踏まえ、市町村と連携しながら、円滑な移行に向けて引き続き情報提供や助言などの支援を行います。

特に、看護職員を確保して重度障害者を受け入れる法定外の小規模作業所に対して一定の助成を行い、医療的なケアが必要な重度障害者の支援体制を充実するとともに法定のサービスへの移行を支援します。

- 多様なサービスの提供体制の確保に向け、複数のサービス事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促すため、引き続き事業者への助言等の支援を行います。
 - 障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、今後とも就労移行支援や就労継続支援事業の充実を図り、職業訓練や就労の場を確保します。
 - 入所施設や病院から地域での生活への移行を進めていくことなどに伴って、グループホーム等の利用者の増加が見込まれることから、施設整備などに対する助成を行いながら積極的に整備を進めるとともに、地域の遊休資産やアパートなど既存施設の活用などを図りながら、地域での住まいの場の確保に努めます。
- ② 一般就労の促進と工賃水準の向上に向けた取り組み
- 労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や就労移行支援事業所等が連携して、障害のある人への就労支援に取り組みます。
 - 企業等に対しては、障害のある人の雇用促進のための諸制度の周知を、また、特別支援学校在校生の保護者に対しては、卒業後の進路の選択肢を拡げていくための啓発活動なども引き続き行います。
 - 今後有望な介護分野や農業分野への就労を促進するため、特別支援学校在校生などを対象としたホームヘルパー２級課程の資格取得研修の実施や、担い手が不足している農業分野の仕事を障害者施設が受注できるよう農家と施設の仕事の橋渡しを行うほか、農産物の栽培管理や加工技術の習得を支援します。
 - 障害者就業・生活支援センターについては、就職に向けての訓練や職場定着のための相談や援助、或いは日常生活や社会生活上の支援など、雇用面・生活面の一体的な支援により雇用の促進や職業の安定を図る機能を有していることから、全ての障害保健福祉圏域において設置し、就労に向けた支援を行います。
 - 工賃水準の向上を目指している事業所等に対して、平成 24 年度に策定する工賃向上計画に基づき、商品企画から販路展開までトータルサポートを行うアドバイザーや、企業からの下請け及び農業生産等に関する技術力向上に関する専門家の派遣による支援などを行い、施設利用者の経済的自立を目指します。

- 地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援団体等から役務の提供を受ける契約が追加されるなど、官公需に係る福祉施設の受注機会増大に向けての支援制度が整備されてきています。今後は、地方公共団体を始めとする公的機関に対して、各施設の製造物品や受注可能業務の情報提供等を行うことにより、福祉施設への発注機会の拡大を図ります。

同様に、企業に対しても福祉施設への発注促進を働きかけるとともに、企業ニーズに応えられる共同受注の体制づくりの取り組みを支援します。

(2) 指定相談支援の充実

- 障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら、地域で自立して安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。平成 24 年 4 月からは、障害福祉サービスを利用する全ての方にサービス利用等計画の作成が必要となることから、相談支援の提供が適切に行われるよう、相談支援従事者研修などを通じて、相談支援事業者の確保に努めます。

- 地域の相談支援機能を充実するため、各圏域の事業所や就労支援機関など関係機関との連携を強化するとともに、市町村による相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、広域的な支援体制の整備を進めます。

- 市町村の相談支援事業の実施にあたっては、個々の幅広いニーズへのきめ細やかな対応や、障害のある人の地域生活を総合的に支援することが求められることから、専門の職員を配置した指定特定相談支援事業所または指定一般相談支援事業所への委託を推進し、地域の相談支援体制の充実を図ります。

また、非常に高い専門性が求められる医療的なケアを必要とする重症心身障害児（者）の相談支援について、市町村が広域で連携して必要なノウハウを持った専門の施設へ委託できる体制づくりを推進します。

- 地域の相談支援体制の整備を着実に進めていくため、地域の関係者が地域課題の共有及び検討を行う地域自立支援協議会が有効に機能するよう、地域ごとの状況を把握するとともに、アドバイザーの派遣など課題解決に向けた支援を行います。

また、相談支援に従事する人材の育成や専門性の向上を図るため、県が実施する人材育成に関する研修の効果測定の仕組みづくりなどに取り組みます。

4 地域生活支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

○ 実施する事業の内容

高知県では、発達障害者支援センターの機能を担う機関として、平成18年4月に県立療育福祉センターに発達支援部を設置し、次のような業務を行っています。

- ・ 発達障害^(※1)児・者及びその家族並びに関係機関等に対する相談支援
- ・ 発達の状態についての専門的な検査や、個別の支援計画に基づく療育活動を実施する発達支援
- ・ 関係機関と連携して行う就労支援
- ・ 県民及び関係機関の職員に対する啓発や研修事業

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

発達障害に関する相談や療育支援に関するニーズは、年々増える傾向にあり、より身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりが求められています。このため、市町村や支援機関など関係する職員に対する研修や助言、実践的な指導を継続的に実施していくとともに、地域で発達障害に関する相談や療育支援ができる体制づくりを行っていきます。

また、発達障害は、二次障害の予防という観点からも、早期発見・早期療育が何より大切です。保護者や保健機関の職員が少しでも早く「気づくこと」ができ、適切な療育を早期に行うことにより、その後の発達に大きく影響します。この早期発見・早期療育の体制を拡大していきたいと考えます。「発達障害」そのものが広く県民に周知・理解されて、発達障害のある人が地域で安心して生活ができるよう、引き続き普及・啓発活動に取り組んでいきます。

また、成人期までの一貫した支援体制を目指し、早期からの支援を「つなぐ」体制作りにも取り組んでいきます。

※1 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

○ 実施する事業の内容

求職中の人に対し、能力や適性に合った職業に就くことができるよう企業での実習や訓練などを紹介するとともに、就業中の人に対しては、継続して仕事ができるよう様々な相談に対応するなど、就労に向けた支援を行います。

また、日常生活における社会人としての生活習慣の確立や、自己管理や各種手続き等に関する生活支援を一体的に行うことで、障害のある人の地域での自立した生活を支援します。

○ 実施に関する考え方及び今後の取組み

事業の実施にあたっては、就労移行支援事業者や、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター及び特別支援学校等の就労支援機関と緊密な連携を取りながら、障害のある人に対する支援に取り組みます。

現在、県内には4か所の障害者就業・生活支援センターが設置、運営されていますが、平成24年3月には、未設置である高幡圏域においても1か所指定を行い、平成24年度からは県内全域をカバーできる体制を整備します。

(3) 高次脳機能障害支援普及事業

○ 実施する事業の内容

本県では、高次脳機能障害^(※1)者やその家族への支援の拠点となる支援拠点機関として「高次脳機能障害相談支援センター」(以下、「センター」)を平成20年度に設置し、次のような業務を行っています。

- ・ 高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援
- ・ 関係機関と連携しながら高次脳機能障害者及びその家族のニーズに沿った支援
- ・ 高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発
- ・ 関係機関の職員に対する研修
- ・ 支援対象者への適切な支援のあり方についての検討

○ 実施に関する考え方及び今後の取組み

高次脳機能障害に対する理解が進んでいないため、的確な医療・福祉サービスが提供されていない状況にありますので、引き続き普及・啓発に取り組んでいきます。

現在、医療機関や福祉施設等関係機関の高次脳機能障害者への取組みの状況が把握できていないため、調査等により実態を明らかにしたうえで、高次脳機能障害者及びその家族が安心して生活できるよう、連携して支援ができる態勢を整えていきます。

そのため、引き続き支援拠点機関を中心に、医療機関など様々な関係機関が参加する組織を設け、専門的な相談支援のあり方や地域支援ネットワークの構築、研修方法などについて検討を進めていきます。

※1 高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

(4) 相談支援体制整備事業等

① 相談支援体制整備事業

平成 23 年 4 月で県内全市町村に設置された地域自立支援協議会^(※1)の運営等への支援や、相談支援従事者のスキルアップのための助言・指導を行う特別アドバイザーを配置して、地域の相談支援体制の充実強化を図ります。

② 県自立支援協議会

県自立支援協議会では、県内各市町村の相談支援体制の状況を把握しながら、広域的な相談支援体制の整備に向けた取組みを推進していきます。

③ 障害児等療育支援事業

地域で生活している障害のある人が、身近なところで専門的な療育相談が受けられるよう、県内 13 箇所の施設を指定し、関係機関と連携しながら療育相談を実施します。

※1 地域自立支援協議会

相談支援事業者や障害当事者団体、障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者などをメンバーとし、相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方など、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議・調整などを行うことを目的として、市町村が設置する機関。

(5) 上記の他実施する主な地域生活支援事業

① 生活訓練等事業

障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の資質向上を図ります。

- ・ 視覚障害者相談支援・訓練事業
- ・ 音声機能障害者発声訓練事業
- ・ オストメイト社会適応訓練事業
- ・ 聴覚障害者生活支援事業

② 情報支援等事業

日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ります。

- ・ 手話通訳者養成研修、手話通訳者設置事業
- ・ 盲ろう者通訳介助員養成・派遣事業
- ・ 点訳・朗読奉仕員、要約筆記者養成研修事業
- ・ 字幕入り映像ライブラリー事業
- ・ 点字・音声による広報等発行事業

③ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

- ・ 障害者スポーツ大会
- ・ 障害者美術展（スピリットアート）
- ・ 身体障害者補助犬育成事業
- ・ 電話相談（障害者110番）事業
- ・ 地域精神福祉対策促進事業

④ 障害者IT総合推進事業

パソコン機器等の使用に関する支援を行い、障害のある人の社会参加を促進します。

- ・ パソコンボランティア養成・派遣事業

■ 表Ⅳ－４－１ 地域生活支援事業各年度の実施見込み

事業名	実績			実施見込み		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
専門性の高い相談支援事業						
発達障害者 支援センター運営事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害者就業・生活 支援センター事業	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
高次脳機能障害 支援普及事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害児等療育支援事業	15ヶ所	14ヶ所	14ヶ所	13ヶ所	13ヶ所	13ヶ所
広域的な支援事業						
都道府県 相談支援体制整備事業	3人	4人	4人	4人	4人	4人
都道府県自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数^(※1)については、施設入所支援のサービス見込量とともに、児童福祉法の改正により今後6年間で障害児施設の再編が行われることから、障害児施設の指定障害者支援施設への転換など将来的な可能性を勘案して、県全域を1圏域として、以下のとおり定めることとします。

(単位：人)

	24年度	25年度	26年度
指定障害者支援施設 ^(※2) の 必要入所定員総数	1,340	1,340	1,340

※1 現在の重症心身障害児施設や知的障害児施設が、障害児入所施設と障害者支援施設を併設した施設に移行する場合については、障害児・障害者の定員をそれぞれ見込むことが難しいため、ここでいう必要入所定員総数からは除きます。

※2 指定障害者支援施設

都道府県知事の指定を受けて、障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設のこと（障害者自立支援法第29条第1項）。

6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために 講ずる措置

(1) サービス提供にかかる人材の養成

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。また、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠です。

県では、これまでサービス管理責任者及び相談支援専門員等の新任者研修を中心に実施しながら、サービス提供に係る人材の養成や確保を図ってきました。

今後は、さらにサービスの質的・量的なニーズに対応する専門職の育成とともに、質の向上を図っていく必要があります。

このため、新任や中堅、部門管理職など階層別の研修や、福祉サービスの専門職を希望する方の資格取得に向けた研修、ケア技術研修等を実施する「福祉研修センター」や、人材の確保から定着・育成まで一体的に取り組む「福祉人材センター」と協働して、現任者研修の充実やフォローアップのための研修などを計画的に実施していくことにより、障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上に取り組めます。(表IV-6-1参照)

(2) 障害程度区分認定にかかる人材の育成

障害程度区分は、市町村が支給するサービスの種類や量などを決定するための判断材料であり、障害のある人がそれぞれのニーズに対応した適切な障害福祉サービスを利用できるようにするためには、障害程度区分の認定が、適正に行われる必要があります。

県では、障害程度区分認定調査員や市町村審査会委員を対象に、認定調査の方法や判断基準を理解し、適正な認定を行うための研修を実施してきましたが、今後とも、認定調査員や審査会委員がそれぞれの障害特性の理解を深めるための研修や、担当者間で協議しながら進める実践的な演習の実施など、研修内容の充実・強化を図り、県内の障害程度区分認定が適正に行われるよう、人材の育成に取り組んでいきます。

■ 表Ⅳ－６－１ 各研修における受講者数（単位：人）

事業名	23年度までの実績	24年度	25年度	26年度
相談支援従事者研修事業（初任者研修）	264	40	40	40
相談支援従事者研修事業（現任研修）	159	20	20	20
サービス管理責任者研修事業	530	50	50	50
ホームヘルパー現任研修事業	655	40	40	40
障害程度区分認定調査員等研修事業				
① 障害程度区分認定調査員研修				
ア 初任者研修	474	40	40	40
イ 現任研修	112	30	30	30
② 市町村審査会委員研修				
ア 初任者研修	73	5	5	5
イ 現任研修	83	20	20	20

(3) サービスの質の向上のための評価機関の整備

社会福祉法第78条では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことや、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう、努めなければならないとされています。適切な第三者による評価は、サービスの質を向上させるための施策の一つであることから、県では、この第三者による評価が実施できるよう、体制の整備を進めていきます。

(4) 障害のある人に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなど必要な体制を整備し、また従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じる必要があります。

県では、施設の監査において、障害のある人に対する虐待の防止を重点項目とし、今後もサービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動等を実施していきます。